日本航空機操縦士協会　会員の皆さまへ

JAPA団体保険のご案内

団体割引15%適用で加入しやすい保険です

団体割引
15%

68才
まで補償

最長６８才(タイプG、H) までの収入減少を補償します！

制度その１

団体長期障害所得補償保険制度

（団体総合生活補償保険　傷害補償（MS＆AD型）特約・所得補償特約セット 、団体長期障害所得補償保険）

・この制度は、私たちが病気やケガによって長期にわたり仕事ができなくなった場合に、
私たちの収入を補償する制度です。
・タイプG、Hにご加入の場合、最長６８才まで就業障害による収入減少を補償します。

国内・国外を
問わず補償します

安心して働いて
いただくために

ケガや病気で仕事ができない間、
最長６８才まで補償を継続して
受けることができます

制度その２

団体総合補償制度

（団体総合生活補償保険　傷害補償（MS＆AD型）特約、がん補償特約、疾病補償特約セット）

・病気、ケガ、賠償責任などのさまざまなニーズに対応し、皆さまの健康を応援します。
・がん保険・医療保険は、ご家族のみでも加入できます。

＜　ご注意　＞
今年度は商品改定による料率改定に伴い、保険料が変更となっております。
昨年度に引き続き加入される場合でも、必ずパンフレットおよび加入申込票記載の保険料をご確認ください。

■お申込締切日　：２０２０年（令和２年）２月２１日（金）
（中途加入も可能です。詳細は取扱代理店までお問合わせください。）
■お申込先　：株式会社ＪＡＬＵＸ保険サービス
■保険期間（ご契約期間）　：２０２０年（令和２年）３月１日午後４時から１年間
■保険料払込方法　：口座振替（２０２０年（令和２年）年５月より毎月２７日に引き落とし）
※金融機関が休業日の場合は、翌営業日　※株式会社アプラスより集金代行いたします
■中途加入および期中の変更：毎月２０日締め、翌月１日変更

公益社団法人日本航空機操縦士協会

JAPA団体保険のご案内　目次

ＪＡＰＡ団体保険	JAPA 団体長期障害所得補償保険制度	JAPA団体長期障害所得補償保険制度	2
		１．長期型所得補償保険	3
		２．長期型所得補償保険（６８才タイプ）	4
		３．短期型所得補償保険	5
		○加入資格・お申込み方法	6
	JAPA 団体総合補償制度	JAPA団体総合補償制度	7
		４．傷害保険	8
		５．がん保険	9
		６．医療保険	10
		○加入資格・お申込み方法	11
	Ｑ＆Aコーナー		13
	記入例【新規でご加入される方】		15
	記入例【継続加入で契約内容を変更される方】		17
	JAPA団体長期障害所得補償保険制度＜長期型所得補償保険＞ ●健康状態告知についてのご案内・健康状態告知書質問事項回答欄の解説・健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領		19
	JAPA団体総合補償制度 ●健康状態告知についてのご案内・健康状態告知書質問事項回答欄（被保険者ご本人用）の解説・健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄（被保険者ご本人用）記入要領		22
	JAPA団体長期障害所得補償保険制度＜長期型所得補償保険＞ ●団体長期障害所得補償保険サービスのご案内		25
	JAPA団体総合補償制度 ●団体総合生活補償保険サービスのご案内		27
	お支払いする保険金のご説明	長期型所得補償保険（団体長期障害所得補償保険）	29
		傷害保険（ケガに関する補償）	32
		医療保険（疾病に関する補償）	34
		がん保険（がんに関する補償）	38
		短期型所得補償保険（所得の補償）	39
	重要事項のご説明	長期型所得補償保険（団体長期障害所得補償保険）	43
		傷害保険・医療保険・がん保険・短期型所得補償保険（団体総合生活補償保険（MS&AD型）	48

JAPA団体長期障害所得補償保険制度

もし、長期間働けなくなったら…

「生きること」を支えるために…

医療の高度化等により、日本人の寿命は今までになく延び、私たちが６０才以前に死亡するリスクは減少の傾向にあります。しかしその反面、療養が長期化するケースや障害が残り今までと同じように働くことができないケースの増加が問題になっています。長期間にわたって治療を受けたり、リハビリを行っている間に所得が減少し住宅ローンが払えない、子どもの学費が払えないなど、「生きること」をしっかりと支えるための対策が必要です。

■ 生活保護を受ける理由

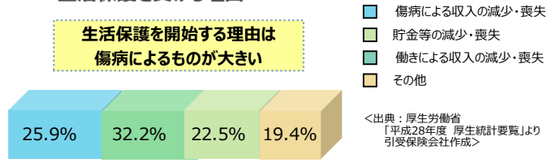

<出典：厚生労働省「平成28年度 厚生統計要覧」より引受保険会社作成>

■休職後の収入ダウンは想像以上のものです。

月収の減額や賞与のカット、更に治療費・リハビリ費など療養に必要な支出がかさむだけでなく、住宅ローン・教育費・生活費など日常生活を営む上で必要なお金は休職前と同様にかかり、家計をひっ迫させる大きな要因になります。

ご家族の安心な暮らしを維持するために、あなたはすでに準備をされていますか？

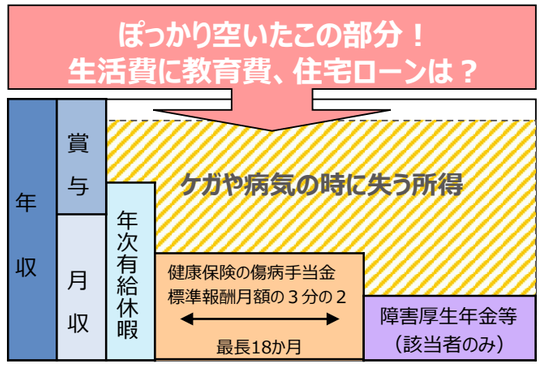

そこで、ＪＡＰＡの「長期型所得補償保険」および「短期型所得補償保険」をおすすめします！

ケガや病気により仕事ができなくなった場合（ロス・オブ・ライセンス）に、
短期(最長で１年間)から長期(最長で６８才)まで私たちの収入を補償する制度です。

短期型所得補償保険にのみご加入の場合 ⇒ 短期の所得喪失リスクに備えることができますが、長期に渡ってのリスクは補償できません。

長期型所得補償保険にのみご加入の場合 ⇒ 長期の所得喪失リスクに備えることができますが、短期のリスクは補償できません。

短期＋長期の組み合わせでロス・オブ・ライセンスに備えましょう

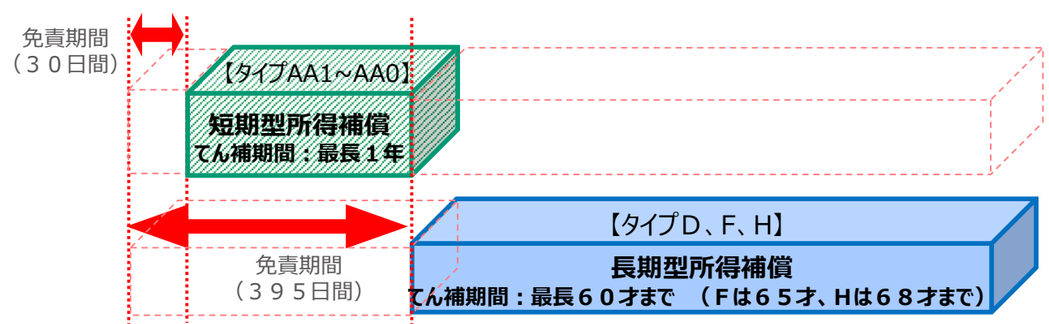

1 長期型所得補償保険（団体長期障害所得補償保険）

■ タイプＡ 、Ｄ 、Ｆ 、Ｇ、Ｈ　　※いずれか１タイプをご選択ください

長期型所得補償保険

POINT 1　最長６８才まで補償！（タイプＧ、Ｈ）

ケガや病気により、免責期間※を超えても仕事ができない状態が続いている場合に、最長で６８才まで所得を補償します。 ※免責期間とは、補償の対象とならない期間をいいます。

POINT 2　一部復職後（地上職への復職を含む）も補償

一部復職していても収入が20%超減少している場合にはその減少割合に応じて継続して補償します。
（タイプＡ・Ｄは最長６０才まで、タイプＦは最長６５才まで、タイプＧ・Ｈは最長６８才まで）
詳しくはＱ＆ＡコーナーのＱ２をご覧ください。
（2020年度ご契約より、地上職での所得の取扱いの明確化を実施）

※保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となりません。

POINT 3　国内外・業務中・業務外を問わず補償

ケガや病気の発生が、国内外を問わず、また業務中・業務外を問わず、２４時間補償します。

POINT 4　全タイプに天災危険補償特約をセット、さらにタイプD・F・G・Hは精神障害も補償！

全タイプに天災危険補償特約がセットされていますので、万一のときも安心です。
さらにＤ・Ｆ・Ｇ・Hタイプには精神障害補償特約がセットされ、うつ病等の精神障害による就業障害を最長２年まで補償します。

補償内容と月払保険料

保険期間：1年、団体割引15%

タイプ	A	D	F
てん補期間	60才まで		65才まで
免責期間	免責期間365日（1年）	免責期間395日（1年30日）	免責期間395日（1年30日）
特　約	☆天災危険補償特約	☆天災危険補償特約 ☆精神障害補償特約 （てん補期間：2年）	☆天災危険補償特約 ☆精神障害補償特約 （てん補期間：2年）
年令	保険金月額5万円（1口あたり）の月払保険料　※男性のみ		
20才-24才	364円	392円	402円
25才-29才	375円	412円	427円
30才-34才	401円	443円	469円
35才-39才	482円	534円	579円
40才-44才	694円	765円	872円
45才-49才	935円	1,028円	1,282円
50才-54才	1,094円	1,194円	1,849円
55才-59才	1,088円	1,201円	2,084円
60才-64才	－	－	2,049円

<ご注意ください>タイプＢ、Ｃ、Ｅにつきましては、満期をもって「新規募集」の取扱いを中止させていただきます。すでにご加入の方のみ、同一タイプでの継続は可能です。保険料等の詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

【口数決定の目安】
保険金（月額）１口５万円で、最高１０口までご加入いただけます。口数×５万円×１２が年収の５０%以内になるように設定してください。

●記載の保険料は団体割引１５%を適用しています。
※記載の保険料は男性の保険料です。女性の保険料については、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
●年令は、２０２０年（令和２年）３月１日時点の満年令です。※保険料は継続時の満年令に応じた保険料に変更となりますので、ご注意ください。
【タイプＡ・Ｄ】てん補期間は、６０才に達した日（※）までか３年間のいずれか長い期間となります。
（※）６０才に達した日とは、６０才の誕生日の前日となります。
【タイプ　Ｆ　】てん補期間は、６５才に達した日（※）までか３年間のいずれか長い期間となります。
（※）６５才に達した日とは、６５才の誕生日の前日となります。
【タイプ Ｇ・Ｈ 】てん補期間は、　６８才に達した日（※）までか３年間のいずれか長い期間となります。
（※）６８才に達した日とは、６８才の誕生日の前日となります。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

2 ＜最長６８才まで＞長期型所得補償保険（団体長期障害所得補償保険）

最長68才まで補償するタイプをご用意しました

【イメージ図】 長期型所得補償保険：タイプＧ（団体長期障害所得補償保険）

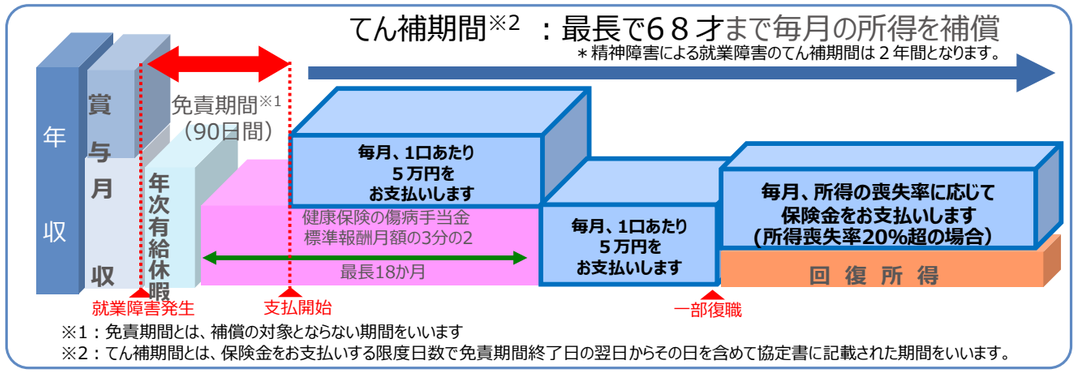

※1：免責期間とは、補償の対象とならない期間をいいます
※2：てん補期間とは、保険金をお支払いする限度日数で免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。

補償内容と月払保険料

保険期間：1年、団体割引15%

タイプ	G	H
てん補期間	68才まで	
免責期間	免責期間90日	免責期間395日（1年30日）
特　約	☆天災危険補償特約 ☆精神障害補償特約 （てん補期間：2年）	☆天災危険補償特約 ☆精神障害補償特約 （てん補期間：2年）
年令	保険金月額5万円（1口あたり）の月払保険料　※男性のみ	
20才-24才	575円	407円
25才-29才	599円	435円
30才-34才	654円	479円
35才-39才	845円	601円
40才-44才	1,272円	921円
45才-49才	1,947円	1,401円
50才-54才	2,842円	2,133円
55才-59才	3,855円	2,768円
60才-64才	4,125円	2,544円
65才-67才	4,026円	3,027円

<ご注意ください>タイプＧは「短期型所得補償保険」と組み合わせて加入される場合、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。

【タイプ変更時のご注意事項】

1．補償内容を拡大するタイプ変更される場合は、健康状態の再告知が必要です。
2．タイプ変更された時期、身体障害の発生時期および就業障害の発生の時期によって、保険金のお支払いは以下のようになります。

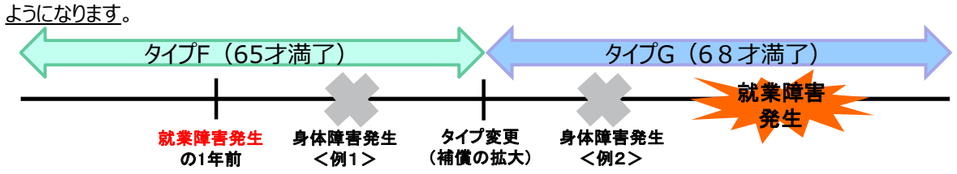

	＜例１＞	＜例２＞
身体障害の発生時期	タイプ変更後の保険契約の始期日以前	タイプ変更後の保険契約の始期日以降
お支払い条件	６５才満了(変更前)	６８才満了(変更後)

※上記はお支払いの一例となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

3 短期型所得補償保険（傷害補償(MS＆AD型)特約・所得補償特約セット団体総合生活補償保険）

■ タイプAA1～AA0

短期型所得補償保険

POINT 1 お仕事中のケガによる死亡も補償（通勤途上を含みます）

就業中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に死亡した場合に傷害死亡保険金、所定の後遺障害が発生した場合に傷害後遺障害保険金をお支払いします。（所得補償特約のご加入タイプに関わらず保険金額は100万円が限度となります。）

POINT 2 所得補償部分については、国内外・業務外を問わず補償！

国内外を問わず、また業務中・業務外を問わずケガや病気により、免責期間※を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で1年間、所得を補償します。

POINT 3 長期型所得補償保険（団体長期障害所得補償保険）との組合せにより、手厚い補償が得られます！

短期型所得補償保険と長期型所得補償保険の「タイプＤ・F・H」の組合せでご加入いただくと、長期型所得補償保険の免責期間※をカバーできますので、手厚い補償が得られます。
※免責期間とは、補償の対象とならない期間をいいます。

【イメージ図】短期型所得補償保険：（傷害補償(MS＆AD型)特約・所得補償特約セット団体総合生活補償保険）

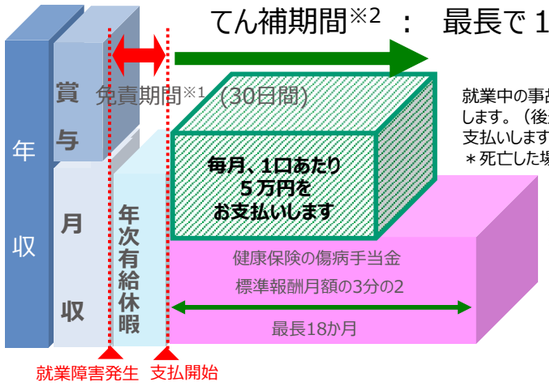

就業中の事故によるケガで死亡した場合は、傷害死亡保険金：100万円をお支払いします。（後遺障害が発生した場合は、その程度に応じて傷害後遺障害保険金をお支払いします。）
＊死亡した場合には、所得補償保険金はお支払いできません。

※1：免責期間とは、補償の対象とならない期間をいいます。
※2：てん補期間とは、保険金をお支払いする、免責期間終了日の翌日からその日を含めて保険証券に記載された期間をいいます。

補償内容と月払保険料

保険期間：1年、てん補期間：1年、職種級別：3級、団体割引15%

傷害死亡・後遺障害補償 （就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約セット）

傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円

●傷害死亡・後遺障害保険金については、所得補償特約のご加入タイプにかかわらず保険金額100万円となります。

所得補償特約 （免責期間：30日間 特約：航空機乗組員特約（所得補償特約用）セット）

	月払保険料									
タイプ	AA1	AA2	AA3	AA4	AA5	AA6	AA7	AA8	AA9	AA0
年令/保険金額	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円	35万円	40万円	45万円	50万円
20才-24才	280円	520円	770円	1,010円	1,260円	1,500円	1,750円	1,990円	2,240円	2,480円
25才-29才	320円	600円	890円	1,170円	1,460円	1,740円	2,030円	2,310円	2,600円	2,880円
30才-34才	400円	760円	1,130円	1,490円	1,860円	2,220円	2,590円	2,950円	3,320円	3,680円
35才-39才	510円	990円	1,470円	1,950円	2,430円	2,910円	3,390円	3,870円	4,350円	4,830円
40才-44才	670円	1,310円	1,950円	2,590円	3,230円	3,870円	4,510円	5,150円	5,790円	6,430円
45才-49才	810円	1,590円	2,370円	3,150円	3,930円	4,710円	5,490円	6,270円	7,050円	7,830円
50才-54才	960円	1,890円	2,820円	3,750円	4,680円	5,610円	6,540円	7,470円	8,400円	9,330円
55才-59才	1,040円	2,040円	3,050円	4,050円	5,060円	6,060円	7,070円	8,070円	9,080円	10,080円
60才-64才	1,090円	2,150円	3,210円	4,270円	5,330円	6,390円	7,450円	8,510円	9,570円	10,630円

【保険金額決定の目安】 保険金額が年収（12か月）の５０％以内になるように設定 してください。

- ●記載の保険料は、団体割引１５%を適用しています。
- ●年令は、２０２０年（令和２年） ３月１日時点の満年令です。※保険料は継続時の満年令に応じた保険料に変更となりますので、ご注意ください。
- ●記載の保険料は被保険者（本人）の職種級別によって異なります。上記は職種級別３級の場合の保険料です(３級：航空機乗務員など)。 告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- ●所得補償特約には骨髄採取手術に伴う入院補償特約（所得補償特約用）が自動セットされます（初年度契約については１年の待機期間があります）。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

加入資格

公益社団法人日本航空機操縦士協会の会員（準会員・賛助会員を除く）ご本人で、パイロット業務による勤労所得がある、２０２０年（令和２年）３月１日において２０才以上６７才（短期型所得補償保険のタイプAA1~AA0の方は６４才、長期型所得補償保険のタイプＡ・Ｄの方は５９才、タイプＦの方は６４才、タイプＧ・Ｈの方は６７才）以下の方

お申込み方法

1.新規加入の場合:

加入申込票・団体口座振替依頼書に必要事項をご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。

2.継続加入の場合：

①加入内容に変更がない場合
特にお申し出のない場合、前年度と同一補償内容にて継続扱とさせていただきますので、加入申込票のご提出は不要です。

②条件変更により「加入口数」・「タイプ変更」等 を希望される場合
加入申込票に必要事項をご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。
条件変更が以下の場合は、健康状態の**再告知が必要となります。**

- ・加入口数の増口
- ・免責期間の短期化（免責期間１年３０日（Ｄタイプ）→免責期間１年（Ａタイプ）への変更等）
- ・てん補期間の長期化（タイプＦ、Ｇ、Ｈへの変更）
- ・精神障害補償特約セットタイプへの変更
- ・特定疾病等補償対象外の条件を変更する場合

（加入口数減口・免責期間の長期化の場合、告知は不要です。）

3.脱退の場合：

加入申込票の脱退に○印・ご署名のうえ、ご提出ください。※JAPAを退会した場合は、「脱退」としてご提出ください。

※ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、
短期型所得補償保険（所得補償特約セット団体総合生活補償保険）については満６４才まで
長期型所得補償保険（団体長期障害所得補償保険）については、ご加入時満６７才（タイプＡ・Ｄの場合は５９才、タイプＦは満６４才）まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。
この場合、継続後の保険料は継続日現在の被保険者の年令および保険料率によって計算されます。
（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

＜既にご加入の契約（他の保険会社等を含みます）を解約して、当制度に新たに加入する場合のご注意＞

●健康状態告知と始期前発病の取扱いについて

新規ご加入の取扱いとなりますので、加入時点での健康状態を再度告知いただきます。
長期型所得補償保険については、新規加入日から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

＜既にご加入の契約（他の保険会社等を含みます）がある場合のご注意＞

●重複契約と保険金額設定超過の場合のご注意

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。
補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否をご判断のうえ、ご加入ください。
複数あるご契約のうち、これらの補償が１つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。
重複契約において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(＊１)の合計額が、平均月間所得額(＊２)に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、その部分について保険金が支払われない場合があります。詳細は、「お支払いする保険金のご説明」にてご確認ください。

（＊１）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
（＊２）被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間総収入額※１}) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額※２})}{12\ \text{か月}}$$

※１給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。
※２被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

JAPA団体総合補償制度

ご存知ですか？

入院の現状…

がん・急性心筋梗塞・脳卒中の平均入院日数

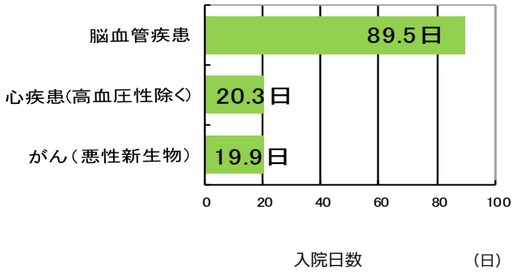

＊平成26年 厚生労働省「患者調査　疾病別の退院患者平均入院日数」
（注)がん（悪性新生物）は「患者調査」より

がん、急性心筋梗塞、脳卒中での長期の入院は、家計を圧迫する要因となってしまう場合があります。

差額ベッド代の患者負担額の状況

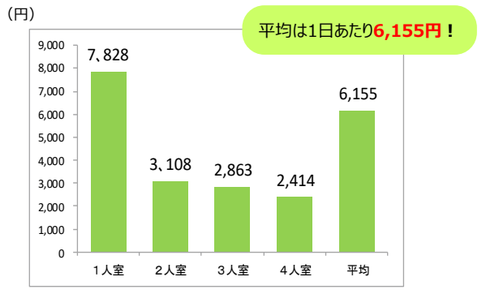

平成28年10月 厚生労働省　第337回中央社会保険医療協議会
総会資料 「主な選定療養に係る報告状況」
「平成27年7月1日現在 特別の療養環境の提供 １日当たり徴収額」より

差額ベッド代がかかる病室を利用する場合などを考えて入院保険金日額を設定してみてはいかがでしょうか。

がんの現状…

日本人の死因第一位は“がん”です

（主な死因別死亡数の割合）

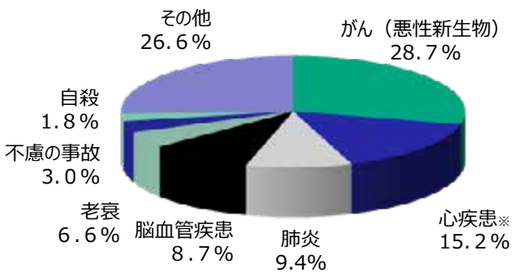

厚生労働省 平成２７年「人口動態統計月報年計（概数）の概況」より

がん総患者数の推移

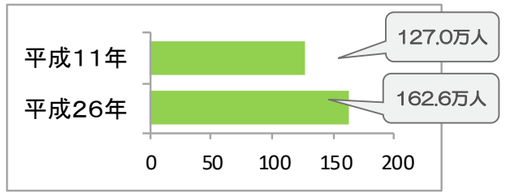

厚生労働省 平成１１年「患者調査の概況」
厚生労働省 平成２６年「患者調査の概況」　より

男性、女性ともに一生のうちにおおよそ
2人に1人 が“がんと診断”されると
言われています。

（公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計'15」）

病気やケガに対する備えも“自助努力”が大切な時代となりました。

そこで、ＪＡＰＡの「団体総合補償制度」をおすすめします！

病気・ケガ・賠償責任などさまざまなニーズに対応し、
皆さまの健康を応援する制度です。

4 傷害保険（団体総合生活補償保険：傷害補償（MS＆AD型）特約セット）

■ タイプＸ

傷害保険

POINT 1　賠償事故に示談交渉サービスがご利用になれます！
傷害補償に日常生活賠償が自動セットされています。

POINT 2　ケガは２４時間補償！
国内・海外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

POINT 3　天災（地震・噴火・津波）、鳥インフルエンザやO-１５７をはじめとする特定感染症も対象！

国内・海外を問わず、お仕事や日常生活・レジャー中におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
加えて、日常生活上の偶然な事故により、他人のものを壊したり、他人にケガをさせたり、電車の運行不能（国内のみ）について、法律上の損害賠償を負った場合に、保険金をお支払いします。

傷害補償 ＋ 日常生活賠償

（注)上記事故例でも事故状況等により法律上の損害賠償責任が発生しない場合は、保険金お支払対象とはなりませんので、ご注意ください。

■ **加入資格（会員本人のみ）**
公益社団法人日本航空機操縦士協会の会員（準会員・賛助会員を除く）ご本人で、２０２０年（令和２年）３月１日において２０才以上６７才以下の方

■ **被保険者（補償の対象となる方）の範囲**

傷害補償	ご本人
日常生活賠償（注）	ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の同居の親族（※1）および別居の未婚（※2）の子

※１　６親等内の血族および３親等内の姻族をいいます。
※２　これまでに婚姻歴がないことをいいます。
（注）被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

補償内容と月払保険料

団体割引１５％適用、天災危険補償特約セット、日常生活賠償特約セット、
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約セット

<傷害補償>
傷害入院保険金支払限度日数：１８０日　傷害入院保険金支払対象期間：１８０日　免責期間：０日
傷害通院保険金支払限度日数：　９０日　傷害通院保険金支払対象期間：１８０日　免責期間：０日

タイプ	X									
口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
傷害入院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円
傷害手術保険金	入院中：傷害入院保険金日額の１０倍　入院中以外：傷害入院保険金日額の5倍									
傷害通院保険金日額	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円
日常生活賠償保険金額	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
月払保険料	510円	890円	1,270円	1,650円	2,030円	2,410円	2,790円	3,170円	3,550円	3,930円

安心！示談交渉サービス付

日本国内で発生した賠償事故については、示談交渉サービス※がご利用になれます。
※示談交渉サービスとは引受保険会社が引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです。(日本国内で発生した賠償事故に限ります。)
（注）相手の方が引受保険会社と直接折衝することに同意しない場合や、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒まれた場合などには、引受保険会社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。

被保険者１名につき、最高１０口までご加入いただけます。
日常生活賠償については、傷害補償のご加入口数に関わらず保険金額１億円となります。

※保険料は団体割引１５％を適用しています。
※傷害死亡保険金受取人指定はできません。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

5 がん保険（団体総合生活補償保険：がん補償特約セット）

“がん”の場合、心配は高額な医療費と長期にわたる 入院です

■ タイプＹ

がん保険

POINT 1 がん診断保険金は支払回数制限がありません！

POINT 2 長期入院も安心！
がん入院保険金は支払日数制限がありません。
日帰り入院から長期入院まで安心！

POINT 3 健康状態の告知でＯＫ！
健康状態を告知いただくことで加入ができます。
医師の診査は必要ありません。

がん診断
<がん診断保険金>
がんと診断確定されたとき、一時金としてお支払いします
悪性新生物　がん診断保険金額の全額
上皮内新生物　がん診断保険金額の100%
2年超経過後の再発もお支払いします

がん入院
<がん入院保険金>
がんと診断確定され入院したとき、1日につきがん入院保険金日額をお支払いします
日帰り入院から何日でも（無制限）

がん退院
<がん退院時一時金>
診断確定されたがんの治療のため、１４日以上継続して入院した後、生存して退院したとき、または３６５日を超えて入院したときに一時金をお支払いします。

（注） がん補償について
・上皮内新生物も対象となります。※「上皮内新生物」とはがんが粘膜の一番上の上皮内にとどまっている、ごく初期段階のがんのことをいいます。
・初年度契約の保険期間開始時より前にがんと診断確定された場合またはがんと診断確定された時が初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて９０日（待機期間といいます）を経過した日の翌日午前０時より前であった場合は、保険金をお支払いできません。
・がん診断保険金の支払われるがんと診断確定された最終の日からその日を含めて2年を経過した後に、再度「悪性新生物」または「上皮内新生物」による保険金のお支払い対象に該当した場合にも、保険金をお支払いいたします。

■ **加入資格**
公益社団法人日本航空機操縦士協会の会員（準会員・賛助会員を除く）ご本人、配偶者、子供、両親および兄弟姉妹、同居の親族で、２０２０年（令和２年） ３月１日において０才（生後１５日）以上６７才以下の方

補償内容と月払保険料

がん入院保険金支払対象期間：無制限　免責期間：０日　団体割引１５％適用

タイプ	Y		
口数	1口	2口	3口
がん入院保険金日額	10,000円	20,000円	30,000円
がん手術保険金額 入院中	10万円	20万円	30万円
がん手術保険金額 入院中以外	5万円	10万円	15万円
がん放射線治療保険金額	10万円	20万円	30万円
がん退院時一時金額	10万円	20万円	30万円
がん診断保険金額	100万円	200万円	300万円
0才(生後15日以上)-4才	230円	460円	690円
5才-9才	130円	260円	390円
10才-14才	120円	240円	360円
15才-19才	140円	280円	420円
20才-24才	160円	320円	480円
25才-29才	210円	420円	630円
30才-34才	290円	580円	870円
35才-39才	480円	960円	1,440円
40才-44才	850円	1,700円	2,550円
45才-49才	1,470円	2,940円	4,410円
50才-54才	2,380円	4,760円	7,140円
55才-59才	3,700円	7,400円	11,100円
60才-64才	5,280円	10,560円	
65才-67才	7,540円	15,080円	

被保険者１名につき、最高３口までご加入いただけます。（６０才以上の方の新規加入および0才～14才の方は２口が上限となります）

※年令は、２０２０年（令和２年） ３月１日現在の満年令となります。
※保険料は継続時の満年令に応じた保険料に変更となりますので、ご注意ください。
※保険料は団体割引１５％を適用しています。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

6 医療保険（団体総合生活補償保険：疾病補償特約セット）

■ タイプＺ

医療保険

POINT 1 短期入院も安心！
日帰り入院から補償します！

POINT 2 最先端の治療費用にも対応！
先進医療費用保険金（実費）がセットされています！

POINT 3 健康状態の告知でＯＫ！
健康状態を告知いただくことで加入ができます。
医師の診査は必要ありません。

日帰り入院・手術から先進医療費用まで手厚く補償

病気入院
<疾病入院保険金>
病気の治療を目的として入院したとき、１日につき**疾病入院保険金日額**をお支払いします。
1回の入院につき、最大120日が限度

退院後通院
<疾病通院保険金>
病気により入院し、退院後に通院したとき、１日につき**疾病通院保険金日額**をお支払いします。
最大30日が限度

先進医療
<先進医療費用保険金>
保険期間中に先進医療を受けその費用を負担したとき**先進医療費用（実費）**をお支払いします。
（国内のみ補償）

特定疾患
<特定疾患保険金>
所定の特定疾患により疾病入院保険金をお支払いする入院を開始した場合に、**特定疾患保険金**(疾病入院保険金日額の30倍)をお支払します。

先進医療とは、将来的な保険導入のための評価が必要なものとして、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、医療技術ごとに定める施設基準に適合した病院等が届出により行うものに限られますので、対象となる医療行為、医療機関および適応症等は限定されています。

■ **加入資格**
公益社団法人日本航空機操縦士協会の会員（準会員・賛助会員を除く）ご本人、配偶者、子供、両親および兄弟姉妹、同居の親族で、２０２０年（令和２年） ３月１日において０才（生後１５日）以上６７才以下の方

補償内容と月払保険料

疾病入院保険金支払限度日数：１２０日　疾病入院保険金支払対象期間：１２０日　免責期間：０日
疾病通院保険金支払限度日数：　３０日　疾病通院保険金支払対象期間：１８０日　団体割引１５％適用

タイプ	Z	
口数	1口	2口
疾病入院保険金日額	5,000円	10,000円
疾病手術保険金額 入院中	5万円	10万円
疾病手術保険金額 入院中以外	2.5万円	5万円
疾病放射線治療保険金額	5万円	10万円
疾病通院保険金日額	3,000円	6,000円
先進医療費用保険金額	150万円	300万円
特定疾患保険金額	15万円	30万円
0才(生後15日以上)-4才	1,230円	2,460円
5才-9才	430円	860円
10才-14才	360円	720円
15才-19才	320円	640円
20才-24才	430円	860円
25才-29才	650円	1,300円
30才-34才	850円	1,700円
35才-39才	840円	1,680円
40才-44才	860円	1,720円
45才-49才	1,080円	2,160円
50才-54才	1,530円	3,060円
55才-59才	2,140円	4,280円
60才-64才	3,180円	
65才-67才	4,450円	

被保険者１名につき、最高２口までご加入いただけます。（６０才以上の方の新規加入および0才～14才の方は１口が上限となります）

※年令は、２０２０年（令和２年） ３月１日現在の満年令となります。
※保険料は継続時の満年令に応じた保険料に変更となりますので、ご注意ください。
※保険料は団体割引１５％を適用しています。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

加入資格

【傷害保険】

公益社団法人日本航空機操縦士協会の会員（準会員･賛助会員を除く）ご本人で、２０２０年（令和２年）３月１日において２０才以上６７才以下の方

【がん保険･医療保険】

公益社団法人日本航空機操縦士協会の会員（準会員･賛助会員を除く）ご本人、配偶者、子供、両親および兄弟姉妹、同居の親族で、２０２０年（令和２年）３月１日において０才（生後１５日）以上６７才以下の方

お申込み方法

加入申込票･団体口座振替依頼書に必要事項をご記入･ご署名のうえ、ご提出ください。

※ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は継続日現在の被保険者の年令（がん保険･医療保険）および保険料率によって計算されます。
（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

サービスのご案内

「傷害保険」に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

生活安心サポート

- **健康･医療ご相談**（健康･医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
- **ホームヘルパーサポート**（ホームヘルパー業者のご紹介）
- **暮らしのトラブル（法律）･税務ご相談**（法律のご相談／税務のご相談）

「医療保険」または「がん保険」に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

医療カウンセリングサービス

- **セカンドオピニオンのご相談**
- **面談専門医のご紹介**
- **“がん”粒子線治療のご相談**

健康安心サポート

- **健康検診サービス**（人間ドック施設のご紹介／PET検診施設のご紹介／在宅検診のご紹介）
- **健康･医療ご相談**（健康･医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
- **介護安心サービス**（介護安心相談／介護に関する業者･施設情報のご提供）／認知症TESTER（テスター）
- **メンタルご相談**（メンタルヘルスのご相談）
- **暮らしのトラブル（法律）･税務ご相談**（法律のご相談／税務のご相談）

※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。
※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
※サービス内容によりご利用日･ご利用時間が異なります。
※サービスは、事前にお知らせすることなく変更･中止･終了することがあります。
※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。
※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。

Memo

Ｑ＆Ａコーナー

Q1	ロスオブライセンスの定義（支払要件）を確認したいのですが？	**（免責期間中）** 身体障害により、パイロット業務に全く従事できず、かつ下記いずれかの事由を満たす場合となります。 ①身体障害のために入院していること ②上記①以外の場合でその身体障害につき、医師の治療を受けていること ③上記①および②以外の場合で、その身体障害による後遺障害が残っていること **（てん補期間開始後）** 身体障害により就業に支障が発生しており、従前に比して所得の減少が２０％超であるかぎり保険金をお支払いします。
Q2	パイロットから地上職に職種転換となった場合など復職、転職後も補償の対象になりますか?	保険期間中に就業障害が発生し、就業障害が継続していると判定されていれば補償は継続されます。 また、復職・転職後も所得喪失率が２０％を超えた場合、喪失率に応じた保険金をお支払いいたします。ただし、地上職を勤務している間に身体障害は完治したのにもかかわらず、パイロット業務に復職せず所得が減少したままの場合は保険金の支払対象にはなりません。 お支払い例 タイプAに10口加入しているJAPA太郎さん。パイロットとして働いていたものの、病気により長期の就業障害となりてん補期間が開始しました。その後、地上職に復帰したものの、所得は就業障害直前の同月の所得の30%となってしまいました。(地上職の所得:30万円、就業障害直前の同月の所得：100万円) この場合の保険金支払い額は350,000円となります。 【保険金計算式】 350,000円=500,000円(支払基礎所得額)×70%(所得喪失率※1※2　1-30万円÷100万円)×100%(約定給付率) ※1 所得喪失率:次の算式によって算出された割合をいいます。 $$割合 = 1- \frac{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}$$ ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。 ※2 所得喪失率が20%以下となった場合は保険金は支払われません。 ＊2020年度ご契約より、地上職での所得の取扱いの明確化を行い、お支払い例のとおり保険金を算出いたします。
Q3	６５才を超えて就業障害になった場合、保険金の支払い期間はどうなりますか？ （Ｇ、Ｈタイプご加入の場合）	てん補期間は６８才に達した日（※）までか３年間のいずれか長い期間となります。 （※）６８才に達した日とは、６８才の誕生日の前日となります。
Q4	初回保険金請求にはどのような書類が必要となりますか？	①保険金請求書 ②引受保険会社の定める状況報告書 ③保険金請求権をもつことの確認書類（戸籍謄本、資格証明書等） ④保険事故の発生を示す書類（事故証明書など） ⑤保険金支払額の算出に必要な書類（源泉徴収票・確定申告書など） ⑥その他（調査同意書等） 詳しくはパンフレットＰ４７およびＰ５３をご覧ください。
Q5	予防のため薬を飲んでいる場合も告知が必要になりますか？	医師の診断により処方されている場合、告知が必要になります。 ※該当する疾病コードがなく告知をご記入いただく際は数値もご記入ください。 (例：　×尿酸値が高い　○尿酸値　**mg/dl)
Q6	口数を増口した際、新たに乙欄に該当する病気があり、告知しました。 この場合、免責となるのは増口した分のみでしょうか？	全口数が免責の対象となります。 （例：現在5口から10口へ増口した時の告知は10口全てが対象。）

Ｑ＆Ａコーナー

Q7	年末調整の対象になりますか？	所定の金額について「介護医療保険料控除」の対象となります。 ※傷害保険は対象外です。 控除証明書は加入者証右側に添付されております。ご不明点等がございましたら株式会社JALUX保険サービスへご連絡ください。
Q8	JAPAを退会しました。契約は継続可能ですか？	始期日時点でJAPA会員であることが加入条件となっているため、満期で補償終了となります。 JAPA退会と同時に契約も解約を希望している場合は、別途ご連絡をいただき書類のご提出をお願いいたします。
Q9	中途加入や契約途中の補償内容変更は可能ですか？	可能です。前月20日までに書類を提出いただきますと、翌月1日からの反映になります。 ※補償内容の変更は再度告知が必要な場合があります。
Q10	加入者証を再発行してほしい。	株式会社JALUX保険サービスへご連絡ください。
Q11	英語での加入者証は発行してもらえますか？	申し訳ございませんが、日本語のみの発行になります。
Q12	住所変更や改姓、航空会社が変わった場合の手続きは？	株式会社JALUX保険サービスへご連絡ください。 ※JAPA事務局にも変更のお申し出をお願いいたします。
Q13	加入者証の到着時期、口座振替開始時期は？	加入者証は3月1日保険開始分は4月中旬より発送、中途加入は加入月下旬より順次発送いたします。 口座振替は3月1日保険開始分は5月27日に引き落とし、中途加入は加入月翌々月27日に引き落としされます。 ※土日祝の場合は翌営業日になります。 ※口座振替は「株式会社アプラス」という集金代行社を通じておこないます。
Q14	口座振替が出来なかった場合どうすればいいですか？	翌月に2ヶ月分引落しがかかりますので口座に保険料をご準備ください。翌月も引落しが出来なかった場合は株式会社JALUX保険サービスから請求書お送りいたします。
Q15	勤務先から保険料の払込みの証明を出すように言われました。領収証は発行してもらえますか？	申し訳ございませんが、口座振替のため領収証の発行はしておりません。 ご自身の引落し明細等で対応可能か勤務先へご確認をお願いいたします。

記入例　－新規でご加入される方－

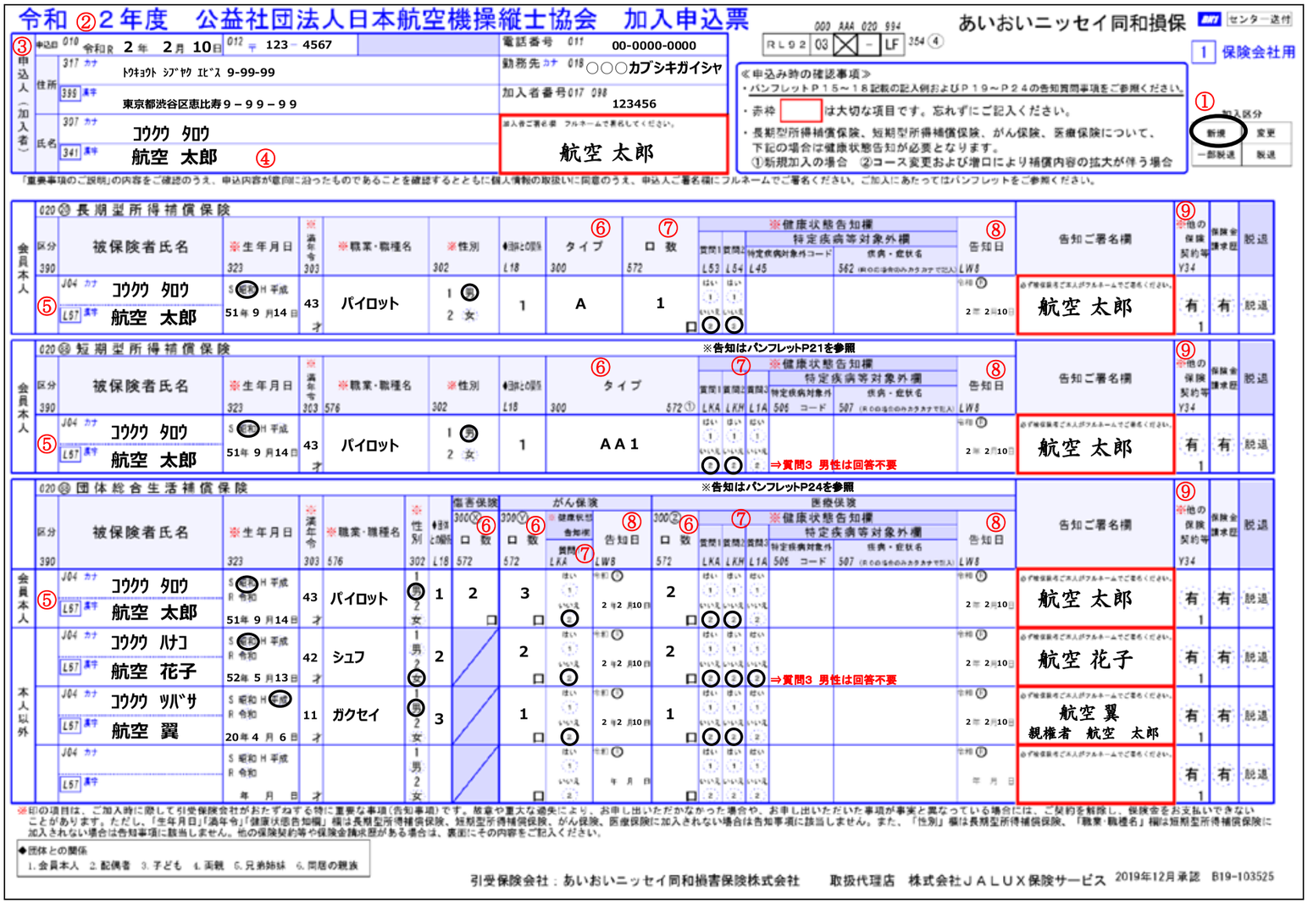

令和 ②２年度　公益社団法人日本航空機操縦士協会　加入申込票

あいおいニッセイ同和損保　センター送付　1 保険会社用

③申込人（加入者）　申込日 令和R 2年 2月 10日　〒 123－4567
住所：トウキョウト シブヤク エビス 9-99-99
東京都渋谷区恵比寿９－９９－９９
氏名：コウクウ タロウ　航空 太郎 ④
電話番号 00-0000-0000
勤務先 ○○○カブシキガイシャ
加入者番号 123456
法人者ご署名欄 フルネームで署名してください。　航空 太郎

RL92 03 － LF 354 ④

≪申込み時の確認事項≫
・パンフレットＰ１５～１８記載の記入例およびＰ１９～Ｐ２４の告知質問事項をご参照ください。
・赤枠　　は大切な項目です。忘れずにご記入ください。
・長期型所得補償保険、短期型所得補償保険、がん保険、医療保険について、下記の場合は健康状態告知が必要となります。
①新規加入の場合　②コース変更および増口により補償内容の拡大が伴う場合

① 加入区分：新規（○）　変更　一部脱退　脱退

「重要事項のご説明」の内容をご確認のうえ、申込内容が意向に沿ったものであることを確認するとともに個人情報の取扱いに同意のうえ、申込人ご署名欄にフルネームでご署名ください。ご加入にあたってはパンフレットをご参照ください。

020 ㊙ 長期型所得補償保険

会員本人	区分 390	被保険者氏名	※生年月日 323	※満年令 303	※職業・職種名	※性別 302	♦団体との関係 L18	⑥タイプ 300	⑦口数 572	※健康状態告知欄 質問1 L53	質問2 L54	特定疾病等対象外欄 特定疾病対象外コード L45	疾病・症状名 562	告知日 LW8	告知ご署名欄	⑨※他の保険契約等 Y34	保険金請求歴	脱退
⑤	J04 カナ コウクウ タロウ L57 漢字 航空 太郎	S 昭和 H 平成 R 令和 51年 9 月14日	43 才	パイロット	1 男 2 女	1	A	1	□	① ①				令和 2年2月10日	航空 太郎	有 1	有	脱退

※告知はパンフレットP21を参照

会員本人	区分 390	被保険者氏名	※生年月日 323	※満年令 303	※職業・職種名 576	※性別 302	♦団体との関係 L18	⑥タイプ 300	572①	⑦※健康状態告知欄 質問1 LKA	質問2 LKH	質問3 L1A	特定疾病等対象外欄 特定疾病対象外コード 506	疾病・症状名 507	告知日 LW8	告知ご署名欄	⑨※他の保険契約等 Y34	保険金請求歴	脱退
⑤	J04 カナ コウクウ タロウ L57 漢字 航空 太郎	S 昭和 H 平成 R 令和 51年 9 月14日	43 才	パイロット	1 男 2 女	1	AA1			① ①		② ⇒質問3 男性は回答不要			令和 2年2月10日	航空 太郎	有 1	有	脱退

※告知はパンフレットP24を参照

	区分 390	被保険者氏名	※生年月日 323	※満年令 303	※職業・職種名 576	※性別 302	♦団体との関係 L18	傷害保険 300⑥ 口数 572	がん保険 300⑦ 口数 572	⑦※健康状態告知欄 質問 LKA	⑧告知日 LW8	医療保険 300⑥ 口数 572	⑦※健康状態告知欄 質問1 LKA	質問2 LKH	質問3 L1A	特定疾病等対象外欄 特定疾病対象外コード 506	疾病・症状名 507	⑧告知日 LW8	告知ご署名欄	⑨※他の保険契約等 Y34	保険金請求歴	脱退
会員本人 ⑤	J04 カナ コウクウ タロウ L57 漢字 航空 太郎	S 昭和 H 平成 R 令和 51年 9 月14日	43 才	パイロット	1 男 2 女	1	2	3		①	令和 2年2月 日	2	① ①					令和 2年2月10日	航空 太郎	有 1	有	脱退
本人以外	J04 カナ コウクウ ハナコ L57 漢字 航空 花子	S 昭和 H 平成 R 令和 52年 5 月13日	42 才	シュフ	1 男 2 女	2		2		①	令和 2年2月10日	2	① ①		② ⇒質問3 男性は回答不要			令和 2年2月10日	航空 花子	有 1	有	脱退
本人以外	J04 カナ コウクウ ツバサ L57 漢字 航空 翼	S 昭和 H 平成 R 令和 20年 4 月 6日	11 才	ガクセイ	1 男 2 女	3		1		①	令和 2年2月 日	1	① ①					令和 2年2月10日	航空 翼 親権者 航空 太郎	有 1	有	脱退
本人以外	J04 カナ L57 漢字	S 昭和 H 平成 R 令和 年 月 日	才		1 男 2 女					①	令和 年 月 日		① ①					令和 年 月 日		有 1	有	脱退

※印の項目は、ご加入時に敢して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項（告知事項）です。故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。ただし、「生年月日」「満年令」「健康状態告知欄」欄は長期型所得補償保険、短期型所得補償保険、がん保険、医療保険に加入されない場合は告知事項に該当しません。また、「性別」欄は長期型所得補償保険、「職業・職種名」欄は短期型所得補償保険に加入されない場合は告知事項に該当しません。他の保険契約等や保険金請求歴がある場合は、裏面にその内容をご記入ください。

◆団体との関係
1. 会員本人　2. 配偶者　3. 子ども　4. 両親　5. 兄弟姉妹　6. 同居の親族

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社　取扱代理店　株式会社ＪＡＬＵＸ保険サービス　2019年12月承認　B19-103525

記入例　－新規でご加入される方－

パンフレットならびに下記記入のポイントをご覧のうえ、ご記入ください。

（注意点）
１．加入ご希望の方は、必要事項をご記入のうえ、同封の返信封筒にてご提出ください。
２．加入口数については各タイプごとの上限までの範囲で設定してください。

【記入のポイント】

① 「新規加入」に○印をしてください。
② 申込日をご記入ください。
③ 住所・氏名・所属会社名をご記入ください。
④ 氏名をフルネームでご署名ください。
⑤ 会員本人（被保険者）の氏名、生年月日、年令、性別、職業・職種名（カナ）をご記入ください。
　※職業名・職種名には具体的な職業・職務をご記入ください。（例）パイロット、ジムショク 等
⑥ タイプ名、口数をご記入ください。
⑦ **長期型所得補償保険、短期型所得補償保険、がん保険、医療保険にご加入される場合**は健康状態告知欄をご記入ください。
　加入申込票の健康状態告知欄の質問内容は、長期型所得補償保険についてはパンフレットＰ１９を、短期型所得補償保険、がん保険、医療保険についてはパンフレットＰ２２をご参照ください。質問３は男性は不要です。
⑧ 告知ご署名欄に被保険者ご本人がフルネームで署名し、告知日を記入します。ただし、被保険者本人が１５才未満の場合は親権者が告知し、未成年者の場合は親権者が署名します。
　＜被保険者ご本人が未成年者の場合の署名欄記入例＞
　親権者　：航空　太郎
　被保険者：航空　翼　の場合
　「航空　翼　　親権者　航空　太郎」

	告知欄	署名
15才未満	親権者	親権者
15才以上20才未満	被保険者ご本人	親権者

⑨ 他の保険契約等にご加入の場合は、「有」に○印をして裏面にその内容をご記入ください。

記入例　－継続加入で契約内容を変更される方－

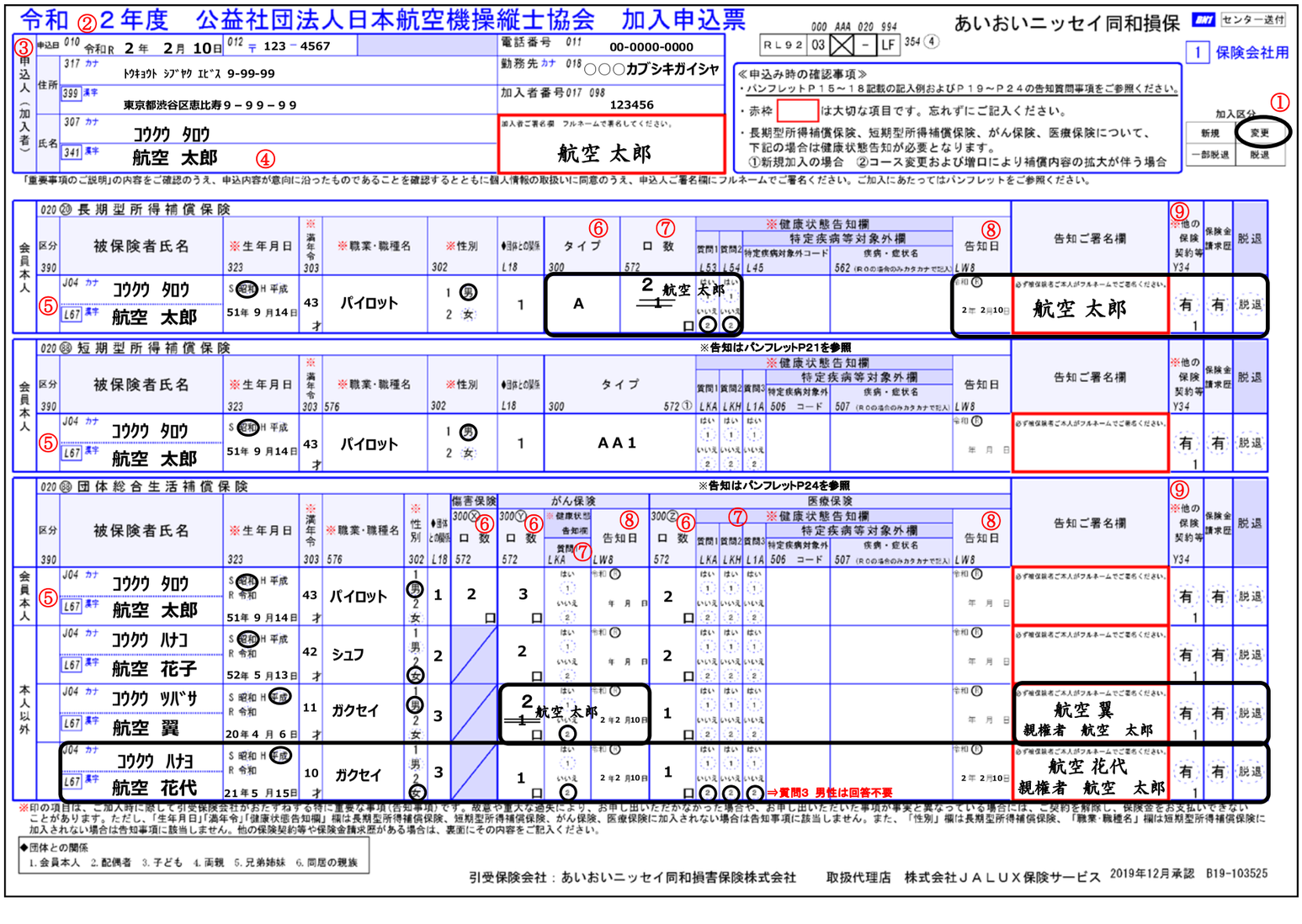

令和 ②２年度　公益社団法人日本航空機操縦士協会　加入申込票

あいおいニッセイ同和損保　センター送付

RL92 03 ☒ - LF 354 ④

1 保険会社用

③申込人（加入者）
申込日 令和R 2年 2月 10日　〒 123 － 4567
住所 カナ トウキョウト シブヤク エビス 9-99-99
漢字 東京都渋谷区恵比寿９－９９－９９
氏名 カナ コウクウ タロウ
漢字 航空 太郎 ④
電話番号 00-0000-0000
勤務先 カナ ○○○カブシキガイシャ
加入者番号 123456
加入者ご署名欄　フルネームで署名してください。 航空 太郎

≪申込み時の確認事項≫
・パンフレットＰ１５～１８記載の記入例およびＰ１９～Ｐ２４の告知質問事項をご参照ください。
・赤枠　は大切な項目です。忘れずにご記入ください。
・長期型所得補償保険、短期型所得補償保険、がん保険、医療保険について、下記の場合は健康状態告知が必要となります。
①新規加入の場合　②コース変更および増口により補償内容の拡大が伴う場合

加入区分 ①　新規　変更　一部脱退　脱退

「重要事項のご説明」の内容をご確認のうえ、申込内容が意向に沿ったものであることを確認するとともに個人情報の取扱いに同意のうえ、申込人ご署名欄にフルネームでご署名ください。ご加入にあたってはパンフレットをご参照ください。

020 ⑳ 長期型所得補償保険

区分 390	被保険者氏名	※生年月日 323	※満年令 303	※職業・職種名	※性別 302	♦団体との関係 L18	⑥タイプ 300	⑦口数 572	※健康状態告知欄 質問1 L53	質問2 L54	特定疾病対象外コード L45	疾病・症状名 562	⑧告知日 LW8	告知ご署名欄	⑨※他の保険契約等 Y34	保険金請求歴	脱退
⑤ J04 カナ コウクウ タロウ / L67 漢字 航空 太郎		S 昭和 H 平成 51年 9月14日	43 才	パイロット	1 男 2 女	1	A	2 航空 太郎	はい 1 いいえ 2	はい 1 いいえ 2			令和 R 2年 2月10日	※ご署名者ご本人がフルネームでご署名ください。 航空 太郎	有 1	有	脱退

020 ㉑ 短期型所得補償保険　※告知はパンフレットP21を参照

区分 390	被保険者氏名	※生年月日 323	※満年令 303	※職業・職種名 576	※性別 302	♦団体との関係 L18	タイプ 300 572①	※健康状態告知欄 質問1 LKA	質問2 LKH	質問3 L1A	特定疾病対象外コード 506	疾病・症状名 507	告知日 LW8	告知ご署名欄	※他の保険契約等 Y34	保険金請求歴	脱退
⑤ J04 カナ コウクウ タロウ / L67 漢字 航空 太郎		S 昭和 H 平成 51年 9月14日	43 才	パイロット	1 男 2 女	1	AA1	はい 1 いいえ 2	はい 1 いいえ 2	はい 1 いいえ 2			令和 R 年 月 日	※ご署名者ご本人がフルネームでご署名ください。	有 1	有	脱退

020 ㉒ 団体総合生活補償保険　※告知はパンフレットP24を参照

区分 390	被保険者氏名	※生年月日 323	※満年令 303	※職業・職種名 576	※性別 302	♦団体との関係 L18	傷害保険 300Ⓧ ⑥口数 572	がん保険 300Ⓨ ⑥口数 572	※健康状態告知欄 質問1 LKA	⑧告知日 LW8	医療保険 300Ⓩ ⑥口数 572	⑦※健康状態告知欄 質問1 LKA	質問2 LKH	質問3 L1A	特定疾病対象外コード 506	疾病・症状名 507	⑧告知日 LW8	告知ご署名欄	⑨※他の保険契約等 Y34	保険金請求歴	脱退
会員本人 ⑤ J04 カナ コウクウ タロウ / L67 漢字 航空 太郎		S 昭和 H 平成 R 令和 51年 9月14日	43 才	パイロット	1 男 2 女	1	2	3	はい 1 いいえ 2	令和 R 年 月 日	2	はい 1 いいえ 2	はい 1 いいえ 2	はい 1 いいえ 2			令和 R 年 月 日	※ご署名者ご本人がフルネームでご署名ください。	有 1	有	脱退
本人以外 J04 カナ コウクウ ハナコ / L67 漢字 航空 花子		S 昭和 H 平成 R 令和 52年 5月13日	42 才	シュフ	1 男 2 女	2		2	はい 1 いいえ 2	令和 R 年 月 日	2	はい 1 いいえ 2	はい 1 いいえ 2	はい 1 いいえ 2			令和 R 年 月 日	※ご署名者ご本人がフルネームでご署名ください。	有 1	有	脱退
本人以外 J04 カナ コウクウ ツバサ / L67 漢字 航空 翼		S 昭和 H 平成 R 令和 20年 4月 6日	11 才	ガクセイ	1 男 2 女	3		2 航空 太郎	はい 1 いいえ 2	令和 R 2年 2月10日	1	はい 1 いいえ 2	はい 1 いいえ 2	はい 1 いいえ 2			令和 R 年 月 日	※ご署名者ご本人がフルネームでご署名ください。 航空 翼 親権者 航空 太郎	有 1	有	脱退
本人以外 J04 カナ コウクウ ハナヨ / L67 漢字 航空 花代		S 昭和 H平成 R 令和 21年 5月15日	10 才	ガクセイ	1 男 2 女	3		1	はい 1 いいえ 2	令和 R 2年 2月10日	1	はい 1 いいえ 2	はい 1 いいえ 2	はい 1 いいえ 2 ⇒質問3 男性は回答不要			令和 R 2年 2月10日	※ご署名者ご本人がフルネームでご署名ください。 航空 花代 親権者 航空 太郎	有 1	有	脱退

※印の項目は、ご加入時に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項（告知事項）です。故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。ただし、「生年月日」「満年令」「健康状態告知欄」欄は長期型所得補償保険、短期型所得補償保険、がん保険、医療保険に加入されない場合は告知事項に該当しません。また、「性別」欄は長期型所得補償保険、「職業・職種名」欄は短期型所得補償保険に加入されない場合は告知事項に該当しません。他の保険契約等や保険金請求歴がある場合は、裏面にその内容をご記入ください。

◆団体との関係
1. 会員本人　2. 配偶者　3. 子ども　4. 両親　5. 兄弟姉妹　6. 同居の親族

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社　取扱代理店　株式会社ＪＡＬＵＸ保険サービス　2019年12月承認　B19-103525

記入例　－継続加入で契約内容を変更される方－

パンフレットならびに下記記入のポイントをご覧のうえ、ご記入ください。

（注意点）
１．継続加入で契約内容を変更される方は、変更内容をご記入のうえ、同封の返信封筒にてご提出ください。
２．加入口数については各タイプごとの上限までの範囲で設定してください。

【記入のポイント】

① 「変更」に○印をしてください。
② 申込日をご記入ください。
③ 住所・氏名・所属会社名をご記入ください。
④ 氏名をフルネームでご署名ください。
⑤ 会員本人（被保険者）の氏名、生年月日、年令、性別、職業・職種名（カナ）をご記入ください。
　※職業名・職種名には具体的な職業・職務をご記入ください。（例）パイロット、ジムショク 等
⑥ タイプ名、口数をご記入ください。
⑦ **長期型所得補償保険、短期型所得補償保険、がん保険、医療保険に追加加入される場合**は健康状態告知欄をご記入ください。
　加入申込票の健康状態告知欄の質問内容は、長期型所得補償保険についてはパンフレットＰ１９を、短期型所得補償保険、がん保険、医療保険についてはパンフレットＰ２２をご参照ください。質問３は男性は不要です。
　口数の増口、免責期間の短期化、タイプ変更（Ｆ、Ｇ、Ｈプランへの変更、精神障害セットプランへの変更など）、特定疾病等補償対象外の条件を変更　などをご希望される場合も、健康状態告知欄をご記入ください。
⑧ 告知ご署名欄に被保険者ご本人がフルネームで署名し、告知日を記入します。ただし、被保険者本人が１５才未満の場合は親権者が告知し、未成年者の場合は親権者が署名します。
　＜被保険者ご本人が未成年者の場合の署名欄記入例＞
　親権者　：航空　太郎
　被保険者：航空　翼　の場合
　「航空　翼　　親権者　航空　太郎」

	告知欄	署名
15才未満	親権者	親権者
15才以上20才未満	被保険者ご本人	親権者

⑨ 他の保険契約等にご加入の場合は、「有」に○印をして裏面にその内容をご記入ください。

健康状態告知についてのご案内

健康状態告知書質問事項回答欄の記入にあたり重要な事項をご説明します。

健康状態告知書質問事項回答欄を記入する前に必ずご覧ください。

告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできない場合があります。
以下の説明をすべてご確認・ご理解のうえ正しい告知をお願いします。
なお、被保険者ご本人とは、加入申込票・被保険者明細書の被保険者（基本部分）欄に記載された方をいいます。

※本紙はお客さまご自身で確認するための帳票です。ご提出の必要はありません。
※『加入申込票・被保険者明細書の写し』と『健康状態告知についてのご案内』（本紙）、『重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明』はお客さまの控えとなりますので、大切に保管してください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

団体長期障害所得補償保険　全力サポート宣言

お客さまチェック欄 1 告知の重要性

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項ですから、**必ず被保険者ご本人が、「事実を」「ありのまま」「もれなく」お答えください。**

親介護一時金支払特約をセットする場合の健康状態告知の回答にあたっては、必ず特約被保険者となる方に健康状態に関する質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をすべて説明し、回答内容をそのまま記入ください。

※親介護一時金支払特約の特約被保険者となる方に、被保険者本人が代理して回答する旨を了解いただき、被保険者ご本人が特約被保険者の健康状態を回答してください。

お客さまチェック欄 2 正しく告知しなかった場合の取扱い

告知する事項は**加入申込票・被保険者明細書裏面「健康状態告知書質問事項」**に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受領した保険契約の**保険期間の開始時（補償の開始時）（注）から1年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。**

保険期間の開始時から1年を経過していても、告知のなかった事実、または告知の内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時からの経過期間に関係なく保険契約を『詐欺による取消し』とすることがあります。

（注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

告知義務違反によりご加入が解除された場合	○解除後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。 ※ただし、「解除前に発生した保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係の有無によっては、保険金をお支払いすることがあります。
『詐欺による取消し』となった場合	○保険期間の開始時期から補償がなくなるため、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。 ○既に払い込んだ保険料は返還できません。

お客さまチェック欄 3 書面によるご回答のお願い

質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、取扱代理店への口頭によるご回答ではなく、**書面にてご回答くださるようお願いします。**

※健康状態告知書質問事項回答欄は加入申込票・被保険者明細書の一部となっています。取扱代理店は保険契約の告知受領権を有していますが、取扱代理店に口頭でご回答されても告知をしたことになりませんのでご注意ください。

お客さまチェック欄 4 傷病歴等を告知した場合の取扱い

引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。

告知内容によってはご加入をお断りすることや特定疾病等を補償対象外とする等の特別な条件を付けてお引き受けすることがあります（傷病歴等がある方をすべてお断りするものではなく、また、傷病の状況によっては特別な条件を付けずにお引き受けできる場合があります）。

●傷病歴等を告知した場合の取扱い（加入条件について、告知の内容から、以下のいずれかとさせていただきます）

1	特別な条件なしでお引き受けします。	2	特定疾病等を補償対象外とする条件でお引き受けします。	3	お引き受けできませんのでご了承ください。

※「親介護一時金支払特約」につきましては、1または3のいずれかの取扱いとなります。

お客さまチェック欄 5 告知内容を確認させていただく場合があります。

お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。

お客さまチェック欄 6 お客さまによるご契約内容の確認について

ご加入後、加入内容について記載した「加入者証」または「加入申込票の写し」で**告知内容に誤りがないかのご確認**をお願いします。

※特定疾病等を補償対象外とする条件での加入については、加入申込票・被保険者明細書の健康状態告知書質問事項回答欄の記載によって決定します（**加入時に決定し、個別に引受保険会社から引受条件を通知するわけではありません**のでご注意ください）。
※万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

お客さまチェック欄 7 健康状態の告知が必要な方

健康状態告知書質問事項回答欄に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。

- 今回新たに加入する方
- 継続して加入する際に、補償項目の追加などの変更（注）をする方

（注）健康状態に関する告知の対象となる補償項目について、新たな補償を追加する場合、保険金額を増額する場合、てん補期間を延長する場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を変更する場合などが該当します。

※前契約からすべての条件を変更することなく継続して加入する方は、新たに告知する必要はありません。

継続して加入する場合の告知要否チェック

保険金額の増額など補償内容を拡大しますか？
補償内容を拡大する → 健康状態告知が**必要**です。
補償内容は変更なし、または縮小する

現在の特定疾病等を補償対象外とする条件を変更しますか？
補償対象外条件を変更する → 健康状態告知が**必要**です。
補償対象外条件なし、または変更しない → 健康状態告知は不要です。

ご注意ください

保険金額の増額など補償内容の拡大に伴い改めて健康状態告知をした結果、特定疾病等を補償対象外とする条件となった場合、その条件は増額等の拡大した補償部分だけでなく、継続後の補償全体に対して適用されます。

例えばこんな場合… 現在は特定疾病等を補償対象外とする条件なしで加入。ただし、先日の健康診断で異常を指摘されている（告知事項に該当する）ケース

	現在のご契約		継続後のご契約	
ケース1（同条件で継続）	特定疾病等を補償対象外とする条件なし	→	特定疾病等を補償対象外とする条件なし	前契約と同条件で継続する場合、告知は不要で特定疾病等を補償対象外とする条件も付きます。
ケース2（増額して継続）	特定疾病等を補償対象外とする条件なし	→ 増額	特定疾病等を補償対象外とする条件が付くと全体に適用される	保険金額を増額する場合は告知が必要です。告知の結果、特定疾病等を補償対象外とする条件が付いた場合は、継続後の補償全体に対して適用します。

お客さまチェック欄 8 再告知の取扱い

特定疾病等を補償対象外とする条件で加入する方は、新たに告知しなおすこと（再告知）によって、継続後の加入条件を変更できることがあります。継続して加入する際には現在の引受条件をご確認ください。

例えばこんな場合… 数年前に告知した際、健康状態告知書質問事項に該当したため特定疾病等を補償対象外とする条件となったが、その後一切病気をすることもなく健康を保ち、現時点で告知すればすべての告知回答が「いいえ」となるケース

※加入申込票・被保険者明細書の「特定疾病等対象外欄」の「疾病コード」欄に「A1」～「Y1」のコードが印字されている場合の補償対象外とする疾病の範囲は別紙「親介護一時金以外用　健康状態告知書質問事項回答欄記入要領」または別紙「親介護一時金以外用　健康状態告知書質問事項回答欄の解説」の「病気・症状一覧表の解説」をご参照ください。なお、「病気・症状一覧表」にある「A1」～「Y1」以外のコードが印字されている場合の補償対象外とする疾病の範囲は別紙「親介護一時金以外用　健康状態告知書質問事項回答欄の解説」の「「特定疾病等対象外欄」に関するご注意」をご参照ください。
※継続後の引受条件を変更する場合は、現在の引受条件にかかわらず、別紙「親介護一時金以外用　健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領」または別紙「親介護一時金以外用　健康状態告知書質問事項回答欄の解説」「病気・症状一覧表の解説」を参照し、再告知をしてください。
※再告知をした場合は、上記1～7が適用されますので、ご注意ください。

お客さまチェック欄 9 その他ご注意いただきたい事項

正しく告知をした場合でも、保険期間の開始時より前に病気、ケガまたはその他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合は、引受保険会社は保険金をお支払いできません（始期前治療について協定書に定めのある場合、その規定により保険金をお支払いできることがあります）。

例えばこんな場合… 加入申込み時点では健康だったが、その後保険期間の開始時より前に発病と診断され、保険期間の開始時より後にその病気によって就業不能となったケース

そのほかにも、「重要事項のご説明　契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」には、ご加入に際して特に確認いただきたいことを記載しています。お申込みの前に必ずお読みください。

DX3D-4（170401）（2017年3月承認）GN16D011090（V02-133）GLTD1O

親介護一時金以外用 健康状態告知書質問事項回答欄の解説

親介護一時金以外用　健康状態告知書質問事項回答欄の書き方や用語を説明しています。なお、親介護一時金以外用　健康状態告知書質問事項回答欄に記入する前に、別紙「健康状態告知についてのご案内」を必ずお読みください。

団体長期障害所得補償保険

健康状態告知書質問事項は以下のとおりです

＜質問1＞「がん」「糖尿病」に関するご質問

●以下の①、②のいずれかに該当する項目はありますか。
①過去2年以内に「がん」（悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫ようを含みます）にかかったことがある。または、現在、医師から「がん」の検査を受けるように指示されている。
②過去2年以内に医師から「糖尿病」「高血糖症」「耐糖能異常」と診断されたことがある。または、現在、医師からこれらの検査を受けるように指示されている。

①について、悪性・良性の区別がつかない場合は、検査結果が出た後にお申込みください。

「医師」には歯科医師を含み、柔道整復師・指圧師・鍼灸師は含みません（以下の質問も同様です）。

＜質問2＞最近の健康状態・既往症に関するご質問

●以下の①、②のいずれかに該当する項目はありますか。
①最近3か月以内に、医師の診察・検査・治療（医師の指示による服薬を含みます）を受けたことがある。
②過去2年以内に、健康診断・人間ドックまたは医師による診察の結果、異常（要検査・要精密検査・要治療・要経過観察）を指摘されたことがある（検査や治療の結果、「異常なし」となった場合を除きます）。
※ただし、後遺症のないケガおよび右記「完治している場合は告知不要の病気・症状」に該当する病気・症状は告知不要です。

「要検査」または「要精密検査」の指示を受けており、現在、病名が確定していない場合には、検査を受検し、正式な病名（診断名）が確定した後にお申込みください。

完治している場合は告知不要の病気・症状
感冒（かぜ）、インフルエンザ、急性胃腸炎、急性へんとう炎、急性咽頭炎、急性喉頭炎、急性気管支炎、急性虫垂炎、急性中耳炎、外耳炎、結膜炎、花粉症、アレルギー性鼻炎、じんましん、そけいヘルニア、虫歯

「医師の診察・検査・治療」について

●「医師の診察・検査」には定期健康診断や保険契約の申込みに伴う医師の診査を含みません。また、診察・検査を受けた結果、「異常なし」となった場合を除きます。
●「医師の治療」には投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法などを含みます。
●「医師の指示による服薬」とは、医師から薬を処方（指示）されていること（自己判断により服薬していない場合も含みます）をいいます。
※薬には、点眼薬、吸入薬、座薬、自己注射などを含みます。

告知の対象とはならないケース

●医師から処方（指示）されていない市販の薬（かぜ薬、胃腸薬など）の服用
●市販のビタミン剤の服用など、病気の治療ではなく健康増進のための行為
●メタボリック健診の指摘
●正常な妊娠または分娩
●「完治している場合は告知不要の病気・症状」に該当する病気・症状の治療
※「完治」とは、症状がなくなり、医師から治療や経過観察の必要がないといわれた状態をいいます。

病気・症状一覧表の解説

群名コード

病気・症状一覧表	A群 A1	B群 X1	C群 C1	D群 D1	E群 E1	F群 F1	H群 H1	I群 Y1	K群（親介護一時金以外用）
	脳・循環器系の疾病	呼吸器系の疾病	消化器系の疾病	肝臓系の疾病	胆のう・すい臓系の疾病	腎臓・泌尿器系の疾病	婦人科系の疾病	骨・筋肉の疾病	その他の疾病
甲欄	●脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、一過性脳虚血発作（TIA）など） ●脳腫よう ●動脈硬化症 ●動脈狭窄症 ●動脈瘤 ●心筋こうそく ●心臓弁膜症 ●狭心症 ●心筋症 ●心不全	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺気腫 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜんそく息	●胃・腸のがん ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●のう胞腎 ●尿毒症	●子宮がん ●卵巣がん	●リウマチ（関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患） ●脊椎カリエス ●後縦靱帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症	●精神障害（うつ病などの精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます）・知的障害・発達障害※ ※左記のA～Y群にある「がん」以外のがん（悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫ようを含みます） ●糖尿病（高血糖症、耐糖能異常を含みます） ●膠原（こうげん）病 ●血友病 ●カリエス ●厚生労働省指定の難病（ただし、メニエール病を除きます）
乙欄	●高血圧症（医師の治療を受けている場合、または治療を受けていない場合でも最低血圧110ミリ以上の場合） ●高脂血症・脂質異常症（高コレステロール血症を含みます） ●不整脈（心房・心室細動、心室頻拍、脚ブロックなど） ●先天性心疾患（心房・心室中隔欠損症、動脈管開存症、大動脈縮窄症、ファロー四徴症など）	●肺炎 ●じん肺 ●けい肺 ●肺のう胞 ●自然気胸 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●胸膜炎（肋膜炎）	●胃・腸のかいようまたはポリープ	●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸	●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石（症） ●胆管結石	●急性腎不全 ●急性腎炎 ●腎うん炎 ●腎臓・膀胱・尿路などの結石 ●前立腺肥大症	●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮筋腫症 ●子宮頸部異形成 ●卵巣のう腫	●関節炎 ●骨髄炎 ●神経痛 ●頸肩腕症候群	

厚生労働省指定の難病について

●具体的な例は下表のとおりですが、最新の内容は「難病情報センター」ホームページ（http://www.nanbyou.or.jp/）をご確認ください。
●なお、メニエール病は「疾病・症状名」欄に病名を記載することで加入いただけます。

厚生労働省指定の難病の例（平成29年3月現在）
バーキンソン病関連疾患、全身性エリテマトーデス、全身性強皮症、皮膚筋炎／多発性筋炎、特発性血小板減少性紫斑病、網膜色素変性症、脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）、サルコイドーシス、ベーチェット病、原発性胆汁性肝硬変　など

「脳卒中」について

●心臓内の血管の障害で急激に発症する病気の総称です。脳出血（血管が破れること）や脳こうそく（血管が詰まること）は脳卒中の一種です。

「不整脈」について

●心臓の拍動に早い（頻脈）、遅い（徐脈）、不規則（期外収縮）などの異常が生じることをいいます。

「精神障害」について

●精神障害には、「うつ病」「躁病」「統合失調症」などの精神病、「パニック障害」「適応障害」などの神経症のほか、「非器質性睡眠障害」「心因反応」などが含まれます。

※具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編『疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2003年版）準拠』によります。

「疾病・症状名」欄記載時のご注意

上記「病気・症状一覧表」に該当する病気・症状がない場合、その病気・症状の具体的な名称をご記入ください。
「病気・症状一覧表」の甲欄、乙欄に該当する病気・症状の具体名を「疾病・症状名」欄に記入して加入したときは、加入申込票・被保険者明細書の提出後であっても、保険期間の開始時から条件の訂正またはご加入の取消しをすることがあります。

（例）
562 疾病・症状名
（R0の場合のみカタカナで記入）
コウジョウセンキノウテイカショウ

病気・症状名のみをご記入ください。
診断された経緯や状況などは記入しないでください。

誤った記載例	解説
ミギメハクナイショウ（右目白内障）	部位の左右などは特定せず、病名のみ「ハクナイショウ」と記載してください。
コウジョウセン（甲状腺）	部位名ではなく、病気・症状名を記載してください。
イセツジョジュツ（胃切除術）	手術名ではなく、原因となった病名を記載してください。
ハツネツ（発熱）	原因となった病名を記載してください。

「特定疾病等対象外欄」に関するご注意

継続して加入する方で、「特定疾病等対象外欄」に以下の印字がある場合の補償対象外となる疾病の範囲は下表のとおりです。

「疾病コード」欄に右記の「A2」～「X6」のコードが印字されている場合
該当した病気・症状が属する群全体の病気・症状が補償対象外となっています。
（例）L45 疾病コード A6

「疾病コード」欄に右記の「67」～「97」、「90」「R0」のコードが印字されている場合
該当の病気・症状（コード番号）が補償対象外となっています。
（例）L45 疾病コード 67

「疾病・症状名」欄に疾病名が印字されている場合
「疾病・症状名」欄に印字された病気・症状が補償対象外となっています。
（例）562 疾病・症状名（R0の場合のみカタカナで記入）コウジョウセンキノウテイカショウ

A2	A3	A6	C2	C3	C6	F2	F3	F6	H2	H3	M2	M3	M6	X2	X3	X6
上記「病気・症状一覧表」のA群の甲欄および乙欄記載の病気・症状	脳・循環器系の疾病	循環器の病気	上記「病気・症状一覧表」のC群の甲欄および乙欄記載の病気・症状	消化器系の疾病	胃腸管関係の病気	上記「病気・症状一覧表」のF群の甲欄および乙欄記載の病気・症状	腎臓・泌尿器の疾病	腎臓・泌尿器の病気	上記「病気・症状一覧表」のH群の甲欄および乙欄記載の病気・症状	乳房・子宮・卵巣の疾病	上記「病気・症状一覧表」のM群の甲欄および乙欄記載の病気・症状	肝臓・胆のう・すい臓の病気	肝臓、胆のう、すい臓の病気	上記「病気・症状一覧表」のX群の甲欄および乙欄記載の病気・症状	呼吸器系の疾病	呼吸器の病気
	●脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓） ●脳腫よう ●心筋梗塞 ●狭心症 ●動脈硬化症 ●心臓弁膜症 ●心筋症 ●心不全 ●動脈瘤 ●先天性心疾患 ●高血圧症 ●不整脈	●脳卒中 ●脳軟化 ●脳出血 ●くも膜下出血 ●脳血栓 ●脳塞栓 ●心筋こうそく ●狭心症 ●心臓弁膜症 ●心不全 ●心筋炎 ●高血圧症 ●低血圧症 ●動脈硬化症		●胃・腸のがん ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病 ●胃・腸のかいようまたはポリープ ●腹膜炎 ●胃腸炎 ●大腸炎	●胃腸のがん ●食道がん ●慢性胃腸炎 ●腸閉塞 ●腸管癒着症 ●慢性虫垂炎 ●腹膜炎 ●胃腸のポリープ ●胃腸のかいよう ●幽門狭窄 ●食道狭窄		●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎炎 ●急性腎炎 ●ネフローゼ ●尿毒症 ●慢性腎不全 ●尿毒症 ●のう胞腎 ●腎うん炎 ●腎臓・膀胱・尿路などの結石	●腎臓・泌尿器のがん ●腎不全 ●尿毒症 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●腎炎 ●腎うん炎 ●膀胱炎 ●腎臓・膀胱・尿路の結石		●子宮がん ●乳がん ●卵巣がん ●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●卵巣のう腫 ●乳腺症		●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●慢性肝炎 ●急性肝炎 ●すい炎 ●胆石（症） ●胆のう炎 ●肝胆大 ●黄疸	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●肝炎 ●肝胆大 ●黄だん ●胆のう炎 ●胆石 ●すい臓炎		●肺がん ●咽頭がん ●気管支ぜんそく息 ●肺気腫 ●結核 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●肋膜炎 ●慢性気管支炎 ●肺のう胞 ●自然気胸 ●腹膜 ●珪肺 ●気管支拡張症 ●肺炎	●肺がん ●ぜんそく ●結核 ●肋膜炎 ●肺気腫 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●肺化膿症 ●肺炎

コード番号

67	白内障	72	頸椎捻挫（むちうち症）	82	自律神経失調症	92	蓄膿症	96	頭部外傷による後遺症		
68	緑内障	74	神経痛	87	痛風	93	中耳炎	97	腸閉塞		
69	椎間板ヘルニア	79	メニエール病	89	貧血症	94	骨髄炎	90	「疾病・症状名」欄に具体名を記載された病気・症状		
70	腰痛症（ぎっくり腰など）	80	梅毒などの性病	91	痔疾	95	パセドウ病	R0			

DX6D-0（170401）（2017年3月承認）GN16D011090（V02-133）GLTD2O

親介護一時金 以外用 健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領

団体長期障害所得補償保険

団体長期障害所得補償保険の基本補償に今回新たに加入する方、および継続して加入する場合で保険金額の増額、特定疾病等を補償対象外とする条件の削除など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、加入申込票・被保険者明細書の 親介護一時金 以外用 健康状態告知書質問事項回答欄(以下「親介護一時金以外用告知回答欄」といいます)に下記の質問事項に対する回答および告知日をご記入のうえ、ご署名ください。

- ●継続して加入する場合で、補償内容を拡大する契約条件の変更がない方は、親介護一時金以外用告知回答欄へのご記入は不要です。
- ●被保険者ご本人がご回答ください。
- ●各質問に該当する場合は「はい」に、該当しない場合は「いいえ」に○印をしてください。

ご注意

- ・質問事項に対する回答の記載がない場合や回答内容が事実と異なっている場合は、ご加入が解除され保険金が支払われないことがあります。
- ・ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合、または、特定の病気・症状について保険金をお支払いしない条件(特定疾病等補償対象外)でのご加入となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、特定疾病等補償対象外の場合には、次年度以降も原則として同条件でのご継続となります。
- ・ご回答の内容にかかわらず、加入初年度契約の保険期間の開始時より前に原因が発生した病気やケガについては、保険金をお支払いできません(始期前治療について協定書に定めのある場合、その規定により保険金を支払うことができることがあります)。
- ・継続して加入する方で、「疾病コード」欄に下記「病気・症状一覧表」の群名コード以外のコードが印字されている場合、補償対象外となる病気・症状の範囲は、別紙「健康状態告知書質問事項回答欄の解説」に記載していますのでご確認ください。

質問事項

<質問1> 「がん」「糖尿病」に関するご質問

●以下の①、②のいずれかに該当する項目はありますか。

①過去2年以内に「がん」(悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫ようを含みます)にかかったことがある。または、現在、医師から「がん」の検査を受けるように指示されている。

②過去2年以内に医師から「糖尿病」「高血糖症」「耐糖能異常」と診断されたことがある。または、現在、医師からこれらの検査を受けるように指示されている。

はい → お引き受けできません。ご了承ください。

いいえ → 親介護一時金以外用告知回答欄の質問1は「いいえ」に○印をしてください。

(例) 質問1 L53 はい 1 いいえ 2

<質問2> 最近の健康状態・既往症に関するご質問

●以下の①、②のいずれかに該当する項目はありますか。

①最近3か月以内に、医師の診察・検査・治療(医師の指示による服薬を含みます)を受けたことがある。

②過去2年以内に、健康診断・人間ドックまたは医師による診察の結果、異常(要検査・要精密検査・要治療・要経過観察)を指摘されたことがある(検査や治療の結果、「異常なし」となった場合を除きます)。

※ただし、後遺症のないケガおよび右記「完治している場合は告知不要の病気・症状」に該当する病気・症状は告知不要です。

はい → 質問2の①、②のいずれかに該当する項目がある場合は、病気・症状により、右のいずれかのお取扱いとなります。

いいえ → 親介護一時金以外用告知回答欄の質問2は「いいえ」に○印をしてください。

(例) 質問2 L54 はい 1 いいえ 2

完治している場合は告知不要の病気・症状

感冒(かぜ)、インフルエンザ、急性胃腸炎、急性ヘルとう炎、急性咽頭炎、急性喉頭炎、急性気管支炎、急性虫垂炎、急性中耳炎、外耳炎、結膜炎、花粉症、アレルギー性鼻炎、じんましん、そけいヘルニア、虫歯

病気・症状が「病気・症状一覧表」の甲欄に該当する方

お引き受けできません。ご了承ください。

病気・症状が「病気・症状一覧表」の乙欄に該当する方

該当群(A～I群)の甲欄および乙欄に記載の病気・症状すべてを特定疾病等補償対象外としてお引き受けします。

親介護一時金以外用告知回答欄の質問2の「はい」に○印のうえ、「疾病コード」欄に該当する群名コード(A1～Y1)をご記入ください。

(例) 質問2 L54 はい 1 いいえ 2

L45 疾病コード X1

「病気・症状一覧表」に該当する病名がない方

その病気・症状のみを特定疾病等補償対象外としてお引き受けします。

親介護一時金以外用告知回答欄の質問2の「はい」に○印のうえ、「疾病コード」欄にR0、「疾病・症状名」欄に病名をカナでご記入ください。

(例) 質問2 L54 はい 1 いいえ 2

L45 疾病コード R0 | 562 疾病・症状名 (R0の場合のみカタカナで記入) コウジョウセン キノウテイカショウ

病気・症状名が不明な方や検査等の結果待ちの方

病気・症状名が判明するまではお引き受けできません。ご了承ください。

病気・症状一覧表

群名コード

	A群	B群	C群	D群	E群	F群	H群	I群	K群
	A1	X1	C1	D1	E1	F1	H1	Y1	(親介護一時金以外用)
	脳・循環器系の疾病	呼吸器系の疾病	消化器系の疾病	肝臓系の疾病	胆のう・すい臓系の疾病	腎臓・泌尿器系の疾病	婦人科系の疾病	骨・筋肉の疾病	その他の疾病
甲欄	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、一過性脳虚血発作(TIA)など) ●脳腫よう ●狭心症 ●動脈硬化症 ●心筋症 ●動脈狭窄症 ●心不全 ●動脈瘤 ●心筋こうそく ●心臓弁膜症	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺気腫 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息	●胃・腸のがん ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●のう胞腎 ●尿毒症	●子宮がん ●卵巣がん	●リウマチ(関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患) ●脊椎カリエス ●後縦靱帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症	●精神障害(うつ病などの精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・知的障害・発達障害※1 ●左記のA～I群にある「がん」以外のがん(悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫ようを含みます) ●糖尿病(高血糖症、耐糖能異常を含みます) ●膠原(こうげん)病 ●血友病 ●カリエス ●厚生労働省指定の難病(ただし、メニエール病を除きます)※2
乙欄	●高血圧症(医師の治療を受けている場合、または治療を受けていない場合でも最低血圧110ミリ以上の場合) ●高脂血症・脂質異常症(高コレステロール血症を含みます) ●不整脈(心房・心室細動、心室頻拍、脚ブロックなど) ●先天性心疾患(心房・心室中隔欠損症、動脈管開存症、大動脈縮窄症、ファロー四徴症など)	●肺炎 ●じん肺 ●けい肺 ●肺のう胞 ●自然気胸 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●胸膜炎(肋膜炎)	●胃・腸のかいようまたはポリープ	●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸	●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石(症) ●胆管結石	●急性腎不全 ●急性腎炎 ●腎うん炎 ●腎臓・膀胱・尿路などの結石 ●前立腺肥大症	●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮腺筋症 ●子宮頸部異形成 ●卵巣のう腫	●関節炎 ●骨髄炎 ●神経痛 ●頸肩腕症候群	

※1:具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。

※2:メニエール病は「疾病・症状名」欄に病名を記載することで加入いただけます。

厚生労働省指定の難病の例(平成29年3月現在)

パーキンソン病関連疾患、全身性エリテマトーデス、全身性強皮症、皮膚筋炎／多発性筋炎、特発性血小板減少性紫斑病、網膜色素変性症、脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)、サルコイドーシス、ベーチェット病、原発性胆汁性肝硬変 など

【記入例】

親介護一時金 以外用 ※健康状態告知書質問事項回答欄(注1)

質問1	質問2			特定疾病等対象外欄	
L53	L54			L45 疾病コード	562 疾病・症状名 (R0の場合のみカタカナで記入)
はい 1	はい 1			R0	コウジョウセン キノウテイカショウ
いいえ 2	いいえ 2				

「疾病・症状名」欄に病名を記載する場合のご注意 ― 「病気・症状一覧表」に該当する病名がないことをご確認ください。

「病気・症状一覧表」の甲欄、乙欄に該当する病気・症状の具体名を「疾病・症状名」欄に記入して加入した場合は、加入申込票・被保険者明細書の提出後であっても、保険期間の開始時から条件を訂正することまたはご加入の取消しをすることがあります。

健康状態告知についてのご案内

健康状態告知書質問事項回答欄の記入にあたり重要な事項をご説明します。

健康状態告知書質問事項回答欄を記入する前に必ずご覧ください。

告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできない場合があります。
以下の説明をすべてご確認・ご理解のうえ正しい告知をお願いします。
なお、被保険者ご本人とは、加入申込票兼被保険者明細書の被保険者欄に記入された方をいいます。

※本紙はお客さまご自身で確認するための帳票です。ご提出の必要はありません。
※「加入申込票兼被保険者明細書の写し」と「健康状態告知についてのご案内」(本紙)、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」はお客さまの控えとなりますので、大切に保管してください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
団体総合生活補償保険 全力サポート宣言

お客さまチェック欄 1 告知の重要性

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項ですから、必ず被保険者ご本人が、「事実を」「ありのまま」「もれなく」お答えください。

親介護一時金または親の介護による休業補償に加入する場合の健康状態告知の回答にあたっては、必ず特約被保険者・介護対象者となる方に健康状態に関する質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をすべて説明し、回答内容をそのまま記入ください。

※親介護一時金は特約被保険者となる方に、被保険者ご本人が代理して回答する旨を了解いただき、特約被保険者の健康状態を回答してください。

※親の介護による休業補償は被保険者ご本人が、介護対象者の健康状態を確認し、回答してください。

(注)告知時における被保険者ご本人の年令が満15才未満の場合には、その親権者の方がお答えください。

お客さまチェック欄 2 正しく告知しなかった場合の取扱い

告知する事項は別紙「健康状態告知書質問事項」に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受領した保険契約の保険期間の開始時(補償の開始時)(注)から1年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

保険期間の開始時から1年を経過していても、告知のなかった事実、または告知の内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時からの経過期間に関係なく保険契約を「詐欺による取消し」とすることがあります。

(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

- 告知義務違反によりご契約が解除された場合 → ○ 解除後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。 ※ただし、「解除前に発生した保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合には、保険金をお支払いすることがあります。
- 「詐欺による取消し」となった場合 → ○ 保険期間の開始時期から補償がなくなるため、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。 ○ 既に払い込んだ保険料は返還できません。

お客さまチェック欄 3 書面によるご回答のお願い

質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、取扱代理店への口頭によるご回答ではなく、書面にてご回答くださるようお願いします。

※健康状態告知書質問事項回答欄は加入申込票兼被保険者明細書の一部となっています。取扱代理店は保険契約の告知受領権を有していますが、取扱代理店に口頭でご回答されても告知をしたことになりませんのでご注意ください。

お客さまチェック欄 4 傷病歴等を告知した場合の取扱い

引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。

ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合や「特定疾病等補償対象外」等の特別な条件を付けてお引き受けする場合があります(傷病歴等がある方をすべてお断りするものではなく、また、傷病の状況によっては特別な条件を付けずにお引き受けできる場合があります)。

● 傷病歴等を告知した場合の取扱い (加入条件について、告知の内容から、以下のいずれかとさせていただきます)

1 特別な条件なしでお引き受けします。	2 特定疾病等を補償対象外とする条件でお引き受けします。	3 お引き受けできませんのでご了承ください。

※疾病に関する補償が「がん補償」、「介護一時金」に限られている契約または「親介護一時金支払特約」、「親の介護による休業補償特約」につきましては、1または3のいずれかの取扱いとなります。

お客さまチェック欄 5 告知内容を確認させていただく場合があります。

お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。

お客さまチェック欄 6 お客さまによるご契約内容の確認について

ご加入後、加入内容について記載した「加入者証」または「加入申込票の写し」で告知内容に誤りがないかのご確認をお願いします。

※特定疾病等を補償対象外とする条件での加入については、加入申込票兼被保険者明細書の健康状態告知書質問事項回答欄の記載によって決定します(加入時に決定し、個別に引受保険会社から加入条件を通知するわけではありませんのでご注意ください)。

※万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

お客さまチェック欄 7 健康状態の告知が必要な方

健康状態告知書質問事項回答欄に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。

- ● 今回新たに加入する方
- ● 継続して加入する際に、補償項目の追加などの変更をする方

(注)健康状態に関する告知の対象となる補償項目について、新たな補償を追加する場合、保険金額を増額する場合、保険金支払対象期間を延長する場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を変更する場合などが該当します。

※前契約からすべての条件を変更することなく継続して加入する方は、新たに告知する必要はありません。

継続して加入する場合の告知要否チェック

- 保険金額の増額など補償内容を拡大しますか? 補償内容を拡大する / 補償内容は変更なし、または縮小する → 健康状態告知が必要です。
- 現在の特定疾病等を補償対象外とする条件を変更しますか? 補償対象外条件を変更する → 健康状態告知が必要です。
- 現在の特定疾病等を補償対象外とする条件を変更しますか? 補償対象外条件なし、または変更しない → 健康状態告知は不要です。

ご注意ください

保険金額の増額など補償内容の拡大に伴い改めて健康状態告知をした結果、特定疾病等を補償対象外とする条件となった場合、その条件は増額等の拡大した補償部分だけでなく、継続後の補償全体に対して適用されます。

例えばこんな場合… 現在は特定疾病等を補償対象外とする条件なしで加入。ただし、先日の健康診断で異常を指摘されている(告知事項に該当する)ケース

	現在のご契約		継続後のご契約	
ケース1(同条件で継続)	特定疾病等を補償対象外とする条件なし	→	特定疾病等を補償対象外とする条件なし	前契約と同条件で継続する場合、告知は不要で特定疾病等を補償対象外とする条件も付きます。
ケース2(増額して継続)	特定疾病等を補償対象外とする条件なし	増額 →	特定疾病等を補償対象外とする条件が付くと全体に適用される	保険金額を増額する場合は告知が必要です。告知の結果、特定疾病等を補償対象外とする条件が付いた場合は、継続後の補償全体に対して適用します。

お客さまチェック欄 8 再告知の取扱い

特定疾病等を補償対象外とする条件で加入する方は、新たに告知しなおすこと(再告知)によって、継続後の加入条件を変更できることがあります。継続して加入する際には現在の加入条件をご確認ください。

例えばこんな場合… 数年前に告知した際、質問2の「過去5年以内に入院したことがある」に該当したため特定疾病等を補償対象外とする条件となったが、その後一切病気をすることもなく健康を保ち、現時点で告知すればすべての告知回答が「いいえ」となるケース

※加入申込票兼被保険者明細書の「疾病コード」欄に「A1」～「Y1」のコードが印字されている場合の補償対象外とする疾病の範囲は「健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)記入要領」または別紙「健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)の解説」の「病気・症状一覧表の解説」をご参照ください。なお、「病気・症状一覧表」にある「A1」～「Y1」以外のコードが印字されている場合の補償対象外とする疾病の範囲は別紙「健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)の解説」の「「特定疾病等対象外欄」に関するご注意」をご参照ください。

※継続後の加入条件を変更する場合は、現在の加入条件にかかわらず、「健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)記入要領」または別紙「健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)の解説」の「病気・症状一覧表の解説」を参照し、再告知をしてください。

※再告知をした場合は、「1.告知の重要性」から「7.健康状態の告知が必要な方」が適用されますので、ご注意ください。

お客さまチェック欄 9 その他の注意事項

被保険者ご本人が正しく告知をした場合でも、保険期間の開始時より前にケガ、病気または要介護状態の原因となった事由が生じた場合は、引受保険会社は保険金をお支払いできません(ご加入後1年を経過した場合は保険金をお支払いできることがあります)。

例えばこんな場合… 加入申込み時点では健康だったが、その後保険期間の開始時より前に発病と診断され、保険期間の開始時より後にその病気によって就業不能となったケース

そのほかにも、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」には、ご加入に際して特に確認いただきたいことを記載しています。お申込みの前に必ずお読みください。

健康状態告知書質問事項回答欄（被保険者ご本人用）の解説

健康状態告知書質問事項回答欄（被保険者ご本人用）の書き方や用語を説明しています。なお、健康状態告知書質問事項回答欄（被保険者ご本人用）に記入する前に、別紙「健康状態告知についてのご案内」を必ずお読みください。

団体総合生活補償保険

健康状態告知書質問事項は以下のとおりです

<質問1> 「がん」「糖尿病」に関するご質問

●以下の①、②いずれかに該当する項目はありますか。

①今までに「がん」（悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫ようを含みます）にかかったことがある。または、現在医師から「がん」の検査を受けるように指示されている。

②今までに医師から「糖尿病」「高血糖症」「耐糖能異常」と診断されたことがある。または、現在医師からこれらの検査を受けるように指示されている。

①について、悪性・良性の区別がつかない場合は、検査結果が出た後にお申込みください。

「医師」には歯科医師を含み、柔道整復師・指圧師・鍼灸師は含みません（以下の質問も同様です）。

<質問2> 最近の健康状態・既往症に関するご質問

●以下の①～③いずれかに該当する項目はありますか。

①最近3か月以内に、医師の診察・検査・治療（医師の指示による服薬を含みます）を受けたこと、または検査・治療・入院・手術をすすめられたことがある。

②過去2年以内に、健康診断・人間ドックまたは医師による診察の結果、異常（要検査・要精密検査・要治療・要経過観察）を指摘されたことがある（検査や治療の結果、「異常なし」となった場合を除きます）。

③過去5年以内に、入院したこと、または手術（内視鏡手術等を含みます）を受けたことがある。

※ただし、後遺症のないケガおよび下記「完治している場合は告知不要の病気・症状」に該当する病気・症状は告知不要です。

「要検査」または「要精密検査」の指示を受けており、現在病名が確定していない場合には、検査を受検し、正式な病名（診断名）が確定した後にお申込みください。

「手術」には、内視鏡・腹腔鏡・レーザー・カテーテル・超音波・衝撃波によるものなどを含みます。なお、入院の有無は問いません。

完治している場合は告知不要の病気・症状

感冒（かぜ）、インフルエンザ、急性胃腸炎、急性へんとう炎、急性咽頭炎、急性喉頭炎、急性気管支炎、急性虫垂炎、急性中耳炎、外耳炎、結膜炎、花粉症、アレルギー性鼻炎、じんましん、そけいヘルニア、虫歯

「医師の診察・検査・治療」について

- 「医師の診察・検査」には定期健康診断や保険契約の申込みに伴う医師の診査を含みません。また、診察・検査を受けた結果、「異常なし」となった場合を除きます。
- 「医師の治療」には投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法などを含みます。
- 「医師の指示による服薬」とは、医師から薬を処方（指示されていること（自己判断により服薬していない場合も含みます）をいいます。
  ※薬には、点眼薬、吸入薬、座薬、自己注射などを含みます。

告知の対象とはならないケース

- 医師から処方（指示）されていない市販の薬（かぜ薬、胃腸薬など）の服用
- 市販のビタミン剤の服用など、病気の治療ではなく健康増進のための行為
- メタボリック健診の指摘
- 「完治している場合は告知不要の病気・症状」に該当する病気・症状の治療
  ※「完治」とは、症状がなくなり、医師から治療や経過観察の必要がないといわれた状態をいいます。

<質問3> 女性の方へのご質問

●以下の①、②いずれかに該当する項目はありますか。

①今までに妊娠または分娩に伴う病気・症状（帝王切開を含みます）で医師の治療を受けたことがある。

※下記「妊娠または分娩に伴う病気・症状の例」をご参照ください。

妊娠または分娩に伴う病気・症状の例

異常妊娠（子宮外妊娠など）、異常分娩（帝王切開分娩など）、妊娠悪阻（つわりの重いもの）、妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）、流産、早産、切迫流早産　など

②現在、妊娠している。

「流産」とは、妊娠22週未満で、胎芽・胎児が子宮外に出てしまうこと（子宮内で死亡している場合を含みます）をいいます。

「早産」とは、妊娠22週目から37週未満の分娩をいいます。

病気・症状一覧表の解説

群名コード

	A群	B群	C群	D群	E群	F群	H群	I群	K群
	A1	X1	C1	D1	E1	F1	H1	Y1	
	脳・循環器系の疾病	呼吸器系の疾病	消化器系の疾病	肝臓系の疾病	胆のう・すい臓系の疾病	腎臓・泌尿器系の疾病	婦人科系の疾病	骨・筋肉の疾病	その他の疾病
甲欄	●脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、一過性脳虚血発作（TIA）など） ●脳腫よう ●狭心症 ●動脈硬化症 ●心臓弁膜症 ●動脈狭窄症 ●心筋症 ●動脈瘤 ●心不全 ●心筋こうそく	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺気腫 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息	●胃・腸のがん ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 B型肝炎 ●C型肝炎	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●のう胞腎 ●尿毒症	●子宮がん ●卵巣がん	●リウマチ（関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患） ●脊椎カリエス ●後縦靱帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症	●精神障害（うつ病などの精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます）・非器質性睡眠障害・心因反応・知的障害・発達障害※ ●膠原（こうげん）病 ●血友病 ●カリエス 厚生労働省指定の難病（ただし、メニエール病を除きます）
乙欄	●高血圧症（医師の治療を受けている場合、または治療を受けていない場合でも最低血圧110ミリ以上の場合） ●高脂血症・脂質異常症（高コレステロール血症を含みます） ●不整脈（心房・心室細動、心室頻拍、脚ブロックなど） ●先天性心疾患（心房・心室中隔欠損症、動脈管開存症、大動脈縮窄症、ファロー四徴症など）	●肺炎 じん肺 けい肺 肺の う胞 自然気胸 慢性気管支炎 気管支拡張症 胸膜炎（胸膜炎）	●胃・腸のかいようまたはポリープ	●急性肝炎 肝肥大 ●黄疸	●胆のうポリープ ●胆のう炎 胆石（症） ●胆管結石	●急性腎不全 ●急性腎炎 ●腎炎 ●腎臓・膀胱・尿路などの結石 ●前立腺肥大症	●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮腺筋症 ●子宮頸部異形成 ●卵巣のう腫	●関節炎 ●骨髄炎 ●神経痛 ●頸肩腕症候群	

厚生労働省指定の難病の例（2019年3月現在）

パーキンソン病関連疾患、全身性エリテマトーデス、全身性強皮症、皮膚筋炎／多発性筋炎、特発性血小板減少性紫斑病、網膜色素変性症、脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）、サルコイドーシス、ベーチェット病、原発性胆汁性肝硬変 など

※具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2003年版）準拠」によります。

「脳卒中」について

●心臓内の血管の障害で急激に発症する病気の総称です。脳出血（血管が破れること）や脳こうそく（血管が詰まること）は脳卒中の一種です。

「不整脈」について

●心臓の拍動に早い（頻脈）、遅い（徐脈）、不規則（期外収縮）などの異常が生じることをいいます。

「精神障害」について

●精神障害には、「うつ病」「躁病」「統合失調症」などの精神病、「パニック障害」「適応障害」などの神経症などが含まれます。

厚生労働省指定の難病について

●具体的な例は左表のとおりですが、最新の内容は「難病情報センター」ホームページ（Htt ttp://www.nanbyou.or.jp/）をご確認ください。

●なお、メニエール病は「疾病・症状名」欄に病名を記載することで加入いただけます。

「疾病・症状名」欄記載時のご注意

（例）

特定疾病等対象外欄
506 疾病コード R0
507 疾病・症状名 カナ（R0の場合のみ記入） コウジョウセンキノウテイカショウ

病気・症状名のみをご記入ください。
診断された経緯や状況などは記入しないでください。

上記「病気・症状一覧表」に該当する病気・症状がない場合、その病気・症状の具体的名称を「疾病・症状名」欄にカナでご記入ください。「病気・症状一覧表」の甲欄、乙欄に該当する病気・症状の具体名を「疾病・症状名」欄に記入してご加入した場合は、加入申込票兼被保険者明細書の提出後であっても、保険期間の開始時から条件を訂正することまたはご加入の取り消しをすることがあります。

誤った記載例	解説
ミギメハクナイショウ（右目白内障）	部位の左右などは特定せず、病名のみ「ハクナイショウ」のように記載してください。
コウジョウセン（甲状腺）	部位名でなく、病気・症状名を記載してください。
イセツジョジュツ（胃切除術）	手術名でなく、原因となった病名を記載してください。
ハツネツ（発熱）	原因となった病名を記載してください。

「特定疾病等対象外欄」に関するご注意

「疾病コード」欄に右記の「A2」～「Y5」のコードが印字されている場合

（例）

特定疾病等対象外欄
506 疾病コード A5
507 疾病・症状名 カナ（R0の場合のみ記入）

該当した病気・症状が属する群全体の病気・症状の他、右表のコードの下に★が記載された項目は各群の分類に関わるあらゆる病気・症状が補償対象外となっています。

「疾病コード」欄に右記の「62」～「99」、「R0」のコードが印字されている場合

（例）

特定疾病等対象外欄
506 疾病コード 71
507 疾病・症状名 カナ（R0の場合のみ記入）

該当の病気・症状（コード番号）が補償対象外となっています。

「疾病・症状名」欄に疾病名が印字されている場合

（例）

特定疾病等対象外欄
506 疾病コード R0
507 疾病・症状名 カナ（R0の場合のみ記入） コウジョウセンキノウテイカショウ

「疾病・症状名」欄に印字された病気・症状が補償対象外となっています。

継続して加入する方で、「疾病コード」欄に以下の印字がある場合の補償対象外となる疾病の範囲は下表のとおりです。

A2	上記「病気・症状一覧表」の「A群」の甲欄および乙欄記載の病気・症状		
A3	脳・循環器系の疾病	●脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓） ●脳腫よう ●心筋梗塞 ●狭心症 ●動脈硬化症 ●心臓弁膜症 ●心筋症 ●心不全 ●動脈瘤 ●先天性心疾患 ●高血圧症 ●不整脈	
A4	循環器	●脳卒中 ●狭心症 ●脳出血 ●脳血栓 ●脳梗塞 ●動脈硬化症 ●脳軟化 ●動脈閉塞症 ●心臓弁膜症 ●高血圧症 ●心筋梗塞	
A5★	循環器系・神経系	●脳卒中（脳出血、脳血栓、くも膜下出血、脳こうそく、脳塞栓、失語症） ●心筋こうそく ●冠不全 ●心臓弁膜症 ●動脈硬化症 ●心筋症 ●脳炎 ●心不全 ●脳膜炎 ●狭心症 ●髄膜炎 ●先天性心臓病 ●不整脈 ●心室細動 ●動脈瘤 ●高血圧症（最高血圧160mmHg以上または最低血圧95mmHg以上） ●低血圧症（最高血圧100mmHg未満）	
C2	上記「病気・症状一覧表」の「C群」の甲欄および乙欄記載の病気・症状		
C3	消化器系の疾病	●胃・腸のがん ●腹膜炎 ●食道がん ●胃腸炎 ●かいよう性大腸炎 ●大腸炎 ●クローン病 ●胃・腸のかいようまたはポリープ	
C4	胃腸	●胃や腸のがん ●食道がん ●胃や腸のかいようまたはポリープ ●腹膜炎	
C5★	消化管系	●かいよう性大腸炎 ●クローン病 ●胃腸炎 ●胃かいよう ●大腸炎 ●腹閉塞（イレウス） ●腹膜炎 ●腸のかいよう ●食道狭窄 ●十二指腸かいよう	
D5★	肝臓系	●食道静脈瘤 ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●急性肝炎 ●A型肝炎 ●肝機能障害 ●黄疸	
E5★	胆のう・すい臓系	●胆石 ●胆のう炎 ●すい炎	
F2	上記「病気・症状一覧表」の「F群」の甲欄および乙欄記載の病気・症状		
F3	腎臓・泌尿器の疾病	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎炎 ●急性腎炎 ●ネフローゼ ●慢性腎不全 ●尿毒症 ●のう胞腎 ●腎炎 ●腎臓・膀胱・尿路などの結石 ●腎臓・膀胱・尿路などの結石	
F4	腎臓・泌尿器	●慢性腎炎 ●腎不全 ●急性腎炎 ●腎炎 ●ネフローゼ ●腎臓のがん ●腎臓・膀胱・尿路などの結石	
F5★	腎臓・泌尿器系	●慢性腎不全 ●尿毒症 ●ネフローゼ ●のう胞腎 ●腎性高血圧症 ●腎結核 ●腎臓結石 ●腎ろう炎 ●尿路結石 ●膀胱炎 ●尿道炎 ●保護炎 ●膀胱結石 ●前立腺炎 ●急性腎炎 ●前立腺肥大症 ●慢性腎炎	
G5★	内分泌・代謝系	●糖尿病 ●甲状腺の病気	
H2	上記「病気・症状一覧表」の「H群」の甲欄および乙欄記載の病気・症状		
H3	乳房・子宮・卵巣の疾病	●子宮がん ●乳がん ●卵巣がん ●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●卵巣のう腫 ●乳腺症	
H4	婦人病	●子宮がん ●子宮筋腫	
H5★	婦人科系	●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮腺筋症 ●子宮頸管炎 ●子宮付属器炎 ●卵巣のう腫	
J5★	眼科系	●白内障 ●緑内障 ●網膜、角膜の病気	
M2	上記「病気・症状一覧表」の「D群」、「E群」の甲欄およびC群記載の病気・症状		
M3	肝臓・胆のう・すい臓の疾病	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●慢性肝炎 ●急性肝炎 ●すい炎 ●胆石（症） ●胆のう炎 ●肝肥大 ●黄疸	
M4	肝臓・胆のう・すい臓	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●胆石 ●肝炎 ●肝肥大 ●胆のう炎 ●すい臓炎	
X2	上記「病気・症状一覧表」の「B群」の甲欄およびZ欄記載の病気・症状		
X3	呼吸器系の疾病	●肺がん ●間質性肺炎 ●気管支ぜん息 ●肋膜炎 ●結核 ●肺のう胞 ●肺線維症 ●塵肺 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●自然気胸 ●珪肺 ●咽頭がん ●肺炎 ●肺気腫	
X4	肺・気管支	●結核 ●肋膜炎 ●肺がん ●慢性気管支炎 ●ぜんそく ●肺気腫	
X5★	呼吸器系	●肺性心 ●気管支拡張症 ●慢性気管支炎 ●間質性肺炎 ●肺結核 ●自然気胸 ●けい肺 ●膿胸 ●肺気腫 ●肺炎 じん肺 ●肺梗塞 ●肺のう胞 ●ぜんそく ●肺化膿症（肺膿瘍） ●胸膜炎（肋膜炎）	
Y5★	骨・筋肉	●リウマチ（関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患） ●脊椎カリエス ●後縦靱帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症 ●関節炎 ●骨髄炎 ●神経痛 ●頸肩腕症候群	

コード番号

62：乳腺症	63：異常妊娠・帝王切開・鉗子分娩・その他の異常分娩	64：妊娠・分娩に伴う病気・症状（帝王切開を含みます）	67：白内障	68：緑内障	69：椎間板ヘルニア
70：腰痛症（ぎっくり腰など）	71：椎間板ヘルニア・腰痛（ぎっくり腰を含みます）	72：頸椎捻挫（むちうち症）	74：神経痛	75：関節リウマチ	77：慢性副鼻腔炎（蓄膿症）・慢性中耳炎
78：メニエール病・めまい	79：メニエール病	80：梅毒などの性病	81：梅毒・淋病	82：自律神経失調症	83：悪性黄疸
84：痔・脱肛	86：高脂血症	87：痛風	88：てんかん	89：貧血症	90：（「疾病・症状名」欄に記載R0：した病気・症状）
91：痔疾	92：蓄膿症	93：中耳炎	94：骨髄炎	95：パセドウ病	96：頭部外傷による後遺症
97：腸閉塞	98：職業病	99：補償開始日から1年以内に発病した妊娠・分娩に伴う病気・症状			

DX4D-3（190401）（2019年1月承認）GN18D010873（V02-902）団総（MS&AD）2O

健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄（被保険者ご本人用）記入要領

団体総合生活補償保険

団体総合生活補償保険の疾病補償、がん補償、介護一時金、所得補償または医療費用補償のいずれかに今回新たに加入する方、および継続して加入する場合で保険金額の増額、特定疾病等を補償対象外とする条件の削除など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、加入申込票兼被保険者明細書の健康状態告知書質問事項回答欄（被保険者ご本人用）（以下「告知回答欄（本人用）」といいます）に告知日と下記の質問事項に対する回答をご記入ください。

●継続して加入する場合で、補償内容を拡大する契約条件の変更がない方は、告知回答欄（本人用）へのご記入は不要です。
●被保険者ご本人（補償の対象となる方）がご回答ください。ただし、満年令が15才未満の被保険者については、親権者の方がご回答ください。
●各質問に該当する場合は「はい」に、該当しない場合は「いいえ」に○印をしてください。

ご注意

- 質問事項に対する回答の記載がない場合や回答内容が事実と異なっている場合は、ご契約が解除され保険金が支払われないことがあります。
- ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合や「特定疾病等補償対象外」等の特別な条件を付けてお引き受けする場合があります。あらかじめご了承ください。また、特定疾病等補償対象外の場合には、次年度以降も原則として同条件でのご継続となります。
- ご回答の内容にかかわらず、加入初年度契約の保険期間の開始時より前に原因が発生した病気やケガについては、保険金をお支払いできません（ご加入後365日を経過した場合は保険金をお支払いできることがあります）。
- 継続して加入する方で、「疾病コード」欄に下記「病気・症状一覧表」の群名コード以外のコードが印字されている場合の補償対象外となる病気・症状の範囲は、別紙「健康状態告知書質問事項回答欄（被保険者ご本人用）の解説」に記載していますのでご確認ください。

質問事項

<質問1> 「がん」「糖尿病」に関するご質問

疾病補償、がん補償、所得補償、医療費用補償または介護一時金の加入を希望する方はご回答ください。

＊疾病に関する補償が「がん補償」に限られている契約をお申込みの方は②については回答不要です（①についてのみご回答ください）。

●以下の①、②いずれかに該当する項目はありますか。

①今までに「がん」（悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫ようを含みます）にかかったことがある。または、現在医師から「がん」の検査を受けるように指示されている。

②今までに医師から「糖尿病」「高血糖症」「耐糖能異常」と診断されたことがある。または、現在医師からこれらの検査を受けるように指示されている。

はい → 疾病を補償する契約はお引き受けできません。ご了承ください。

いえ → 告知回答欄（本人用）の質問1は「いいえ」に○印をしてください。

質問1 LKA はい ① いえ ②

<質問2> 最近の健康状態・既往症に関するご質問

疾病補償、所得補償、医療費用補償または介護一時金の加入を希望する方はご回答ください。

＊疾病に関する補償が「がん補償」に限られている契約をお申込みの方は回答不要です。
＊疾病に関する補償が「介護一時金」に限られている契約をお申込みの方は、「病気・症状一覧表」の甲欄に該当する病気・症状について①～③に該当する項目があるかをご回答ください。
＊病気・疾病名が不明な方や検査等の結果待ちの方は、病気・疾病名が判明するまではお引き受けできません。

●以下の①～③いずれかに該当する項目はありますか。

①最近3か月以内に、医師の診察・検査・治療（医師の指示による服薬を含みます）を受けたこと、または検査・治療・入院・手術をすすめられたことがある。

②過去2年以内に、健康診断・人間ドックまたは医師による診察の結果、異常（要検査・要精密検査・要治療・要経過観察）を指摘されたことがある（検査や治療の結果、「異常なし」となった場合を除きます）。

③過去5年以内に、入院したこと、または手術（内視鏡手術等を含みます）を受けたことがある。

※ただし、後遺症のないケガおよび右記「完治している場合は告知不要の病気・症状」に該当する病気・症状は告知不要です。

はい → 質問2の①～③に1つでも該当する項目がある場合は、病気・症状により、右のいずれかのお取扱いとなります。
＊ただし疾病に関する補償が「介護一時金」に限られている契約をお申込みの方は、お引き受けできません。

いえ → 告知回答欄（本人用）の質問2は「いいえ」に○印をしてください。

質問2 LKH はい ① いえ ②

完治している場合は告知不要の病気・症状

感冒（かぜ）、インフルエンザ、急性胃腸炎、急性へんとう炎、急性咽頭炎、急性喉頭炎、急性気管支炎、急性虫垂炎、急性中耳炎、外耳炎、結膜炎、花粉症、アレルギー性鼻炎、じんましん、そけいヘルニア、虫歯

<質問3> 女性の方へのご質問

疾病補償または医療費用補償の加入を希望する女性の方のみご回答ください。

＊疾病に関する補償が「がん補償」「介護一時金」「所得補償」に限られている契約をお申込みの方は回答不要です。

●以下の①、②いずれかに該当する項目はありますか。

①今までに妊娠または分娩に伴う病気・症状（帝王切開を含みます）で医師の治療を受けたことがある。

※下記「妊娠または分娩に伴う病気・症状の例」をご参照ください。

妊娠または分娩に伴う病気・症状の例

異常妊娠（子宮外妊娠など）、異常分娩（帝王切開分娩など）、妊娠悪阻（つわりの重いもの）、妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）、流産、早産、切迫流早産　など

②現在、妊娠している。

はい →
- ①または両方に該当する方：「妊娠または分娩に伴う病気・症状」※を補償対象外としてお引き受けします。
  ※具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79、O81からO99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2003年版）準拠」によります。
  告知回答欄（本人用）の質問3の「はい」に○印のうえ、「疾病コード」欄に「64」をご記入ください。
  質問3 L1A はい ① いえ ②　（例）特定疾病等対象外欄 506 疾病コード 64 507 疾病・症状名 カナ（R0の場合のみ記入）
- ②にのみ該当する方：「補償開始日から1年以内に発病した妊娠または分娩に伴う病気・症状」を補償対象外としてお引き受けします。
  ＊上記の条件は初年度加入時から1年間の限定であり、2年目以降は適用しません。
  告知回答欄（本人用）の質問3の「はい」に○印のうえ、「疾病コード」欄に「99」をご記入ください。
  質問3 L1A はい ① いえ ②　（例）特定疾病等対象外欄 506 疾病コード 99 507 疾病・症状名 カナ（R0の場合のみ記入）

いえ → 告知回答欄（本人用）の質問3は「いいえ」に○印をしてください。

質問3 L1A はい ① いえ ②

病気・症状が「病気・症状一覧表」の甲欄に該当する方：お引き受けできません。ご了承ください。

病気・症状が「病気・症状一覧表」の乙欄に該当する方：該当群（A～I群）の甲欄および乙欄に記載の病気・症状すべてを特定疾病等補償対象外としてお引き受けします。
告知回答欄（本人用）の質問2の「はい」に○印のうえ、「疾病コード」欄に該当する群名コード（A1～Y1）をご記入ください。
質問2 LKH はい ① いえ ②　（例）506 疾病コード X1 507 疾病・症状名 カナ（R0の場合のみ記入）

「病気・症状一覧表」に該当する病名がない方：その病気・症状のみを特定疾病等補償対象外としてお引き受けします。
告知回答欄（本人用）の質問2の「はい」に○印のうえ、「疾病コード」欄にR0、「疾病・症状名」欄に病名をカナでご記入ください。
質問2 LKH はい ① いえ ②　（例）506 疾病コード R0 507 疾病・症状名 カナ（R0の場合のみ記入） コウジョウセン キノウテイカショウ

病気・症状名が不明な方や検査等の結果待ちの方：病気・症状名が判明するまではお引き受けできません。ご了承ください。

	A群	B群	C群	D群	E群	F群	H群	I群	K群
	A1	X1	C1	D1	E1	F1	H1	Y1	
	脳・循環器系の疾病	呼吸器系の疾病	消化器系の疾病	肝臓系の疾病	胆のう・すい臓系の疾病	腎臓・泌尿器系の疾病	婦人科系の疾病	骨・筋肉の疾病	その他の疾病
甲欄	●脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、一過性脳虚血発作（TIA）など） ●脳腫よう ●狭心症 ●動脈硬化症 ●心臓弁膜症 ●動脈狭窄症 ●心筋症 ●動脈瘤 ●心不全 ●心筋こうそく ●心臓弁膜症	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺気腫 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息	●胃・腸のがん ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 B型肝炎 ●C型肝炎	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●のう胞腎 ●尿毒症	●子宮がん ●卵巣がん	●リウマチ（関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患） ●脊椎カリエス ●後縦靱帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症	●精神障害（うつ病などの精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます）・非器質性睡眠障害・心因反応・知的障害・発達障害※1 ●膠原（こうげん）病 ●血友病 ●カリエス ●厚生労働省指定の難病（ただし、メニエール病を除きます）※2
乙欄	●高血圧症（医師の治療を受けている場合、または治療を受けていない場合でも最低血圧110ミリ以上の場合） ●高脂血症・脂質異常症（高コレステロール血症を含みます） ●不整脈（心房・心室細動、心室頻拍、脚ブロックなど） ●先天性心疾患（心房・心室中隔欠損症、動脈管開存症、大動脈縮窄症、ファロー四徴症など）	●肺炎 じん肺 けい肺 肺の う胞 自然気胸 慢性気管支炎 気管支拡張症 胸膜炎（胸膜炎）	●胃・腸のかいようまたはポリープ	●急性肝炎 肝肥大 ●黄疸	●胆のうポリープ ●胆のう炎 胆石（症） ●胆管結石	●急性腎不全 ●急性腎炎 ●腎炎 ●腎臓・膀胱・尿路などの結石 ●前立腺肥大症	●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮腺筋症 ●子宮頸部異形成 ●卵巣のう腫	●関節炎 ●骨髄炎 ●神経痛 ●頸肩腕症候群	※1：具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2003年版）準拠」によります。 ※2：メニエール病は「疾病・症状名」欄に病名を記載することで加入いただけます。

厚生労働省指定の難病の例（2019年3月現在）

パーキンソン病関連疾患、全身性エリテマトーデス、全身性強皮症、皮膚筋炎／多発性筋炎、特発性血小板減少性紫斑病、網膜色素変性症、脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）、サルコイドーシス、ベーチェット病、原発性胆汁性肝硬変 など

【記入例】　疾病に関する補償が「がん」に限られている契約をお申込みの方は質問1のみご回答ください　質問3は女性のみご回答ください

※　健康状態告知書質問事項回答欄（被保険者ご本人用）

	質問1	質問2	質問3	特定疾病等対象外欄
裏面または別紙の「健康状態告知書質問事項」をお読みいただき、右記に回答をご記入ください。	LKA はい ① いえ ②	LKH はい ① いえ ②	L1A はい ① いえ ②	506 疾病コード R0 507 疾病・症状名 カナ（R0の場合のみ記入） コウジョウセン キノウテイカショウ

「疾病・症状名」欄に病名を記載する場合のご注意　－　「病気・症状一覧表」に該当する病名がないことをご確認ください。

「病気・症状一覧表」の甲欄、乙欄に該当する病気・症状の具体名を「疾病・症状名」欄に記入して加入した場合は、加入申込票兼被保険者明細書提出後であっても、保険期間の開始時から条件を訂正することまたはご加入の取り消しをすることがあります。

（190401）（2019年1月承認）GN18D010873（V02-902）団総（MS&AD）1U

「GLTD」をご契約のお客さまへ

加入者さま用

平成25年10月1日
以降保険始期用
（平成29年4月1日改定版）

「GLTD（Group Long Term Disability）」は団体長期障害所得補償保険の略称です。

あいおいニッセイ同和損保　全力サポート宣言

団体長期障害所得補償保険サービスのご案内

就労支援トータルサービス

ご利用いただける方は、「GLTD」ご加入の
お客さま（被保険者）となります。

⚠ ご利用にあたっては、ご契約の団体名、被保険者（補償の対象となる方）のお名前の他、サービスご利用番号が必要となります。
なお、フリーダイヤル、サービスご利用番号は、ご加入後に交付される加入者証または「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」に記載されています。

メンタルご相談

※ご相談内容について勤務先にお知らせすることはありません。

ご利用日・ご利用時間

メンタル相談サポート
24時間 365日

会社には相談しづらい“こころの悩み”に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。なお、ご希望により、臨床心理士等による電話相談もご利用いただけます（予約制：平日10～17時）。
（注）治療に関するご相談はお受けできません。

メンタルITサポート
24時間 365日

Webで提供する健康・介護チャンネル※でストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等が可能です。　※裏面をご参照ください。
メールによるご相談は精神科医等がお応えします。
（注1）治療に関するご相談はお受けできません。
（注2）メールでのご回答は、通常3～4営業日程度要しますが、ご相談内容によってはそれ以上の日数を要する場合があります。

健康・医療・介護ご相談

ご利用日・ご利用時間

健康・医療・介護のご相談
24時間 365日

健康や医療に関するご相談、介護に関するお悩みに、看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。

セルフ健康診断サポート
平日 10～17時
（土日祝日、12/29～1/5を除きます）
Webをご利用の場合：24時間365日

最寄りの人間ドック施設や自宅で簡単にできる在宅検診等をご紹介します。
電話またはWeb（健康・介護チャンネル※）でご利用いただけます。　※裏面をご参照ください。
（注）各種検診・サービスの費用は、ご利用いただく方の自己負担になります。

病院情報のご提供
24時間 365日

全国約16万件のデータベースより、いつでもどこでもお探しの全国各地の病院等の情報をご提供します。
（注）このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。

各種手続きご相談

ご利用日・ご利用時間

税務・フィナンシャルサポート
平日 10～17時
（土日祝日、12/29～1/5を除きます）

医療費控除など、日常生活の税務に関するさまざまなご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます（予約制）。
（注）一般的なご質問については、専門スタッフがお応えする場合があります。

公的給付申請サポート
平日 10～17時
（土日祝日、12/29～1/5を除きます）

障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。

福祉情報のご提供
平日 10～17時
（土日祝日、12/29～1/5を除きます）

お住まいの地域の福祉情報を介護福祉士等の専門スタッフが電話でご案内します。

＜ご注意＞　保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。

提携サービス会社は、各種サービスのご利用にあたって取得した個人情報およびご相談等に必要な情報を当社に開示することがあります。
サービスの内容やご利用いただけない場合等の詳細につきましては、裏面記載の「就労支援トータルサービスご利用規約（抜粋）」でご確認ください。

「健康・介護チャンネル」のご案内

Web（インターネット）による「健康・介護チャンネル」をご利用いただけます。

健康・介護チャンネルでは、従業員さまとご家族様に役立つ、健康・医療・介護に関するさまざまな情報をご提供しています。
また、従業員さま向けの「メンタルITサポート」、「セルフ健康診断サポート」がご利用いただけます。

⚠ URLおよびサービスご利用番号は、ご加入後に交付される加入者証または「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」でご確認いただけます。

「メンタルITサポート」ご利用方法
①ストレスのセルフチェック等
・トップ画面中段にある「今すぐチェック！ 健康チェックコンテンツ」をご利用ください。
②メンタル相談
・トップ画面→「お困りの場合はこちら」→「メンタル相談／相談する」
「セルフ健康診断サポート」ご利用方法
・トップ画面→「健康施設検索」

就労支援トータルサービスご利用規約（抜粋）

第1条［規約の目的等］

（1）この規約は、第2条［サービス提供対象契約］に定める当社の保険契約に対して日本国内で提供する「就労支援トータルサービス」（以下「サービス」といいます。）の事項を定めたものです。
（2）利用対象者（第3条［利用対象者］に定める利用対象者をいいます。）は、この規約を承認のうえ、サービスの提供を受けることができます。
（3）このサービスは、当社が委託する、株式会社ライフケアパートナーズ、ダイヤル・サービス株式会社、アイエムエフ株式会社、MS＆ADインターリスク総研株式会社（以下、提携サービス会社といいます。）が、この規約に従い提供します。
（4）「ストレスチェックサポート」の利用については別に定めるVert Eye利用規約の諸条件も適用します。

第2条［サービス提供対象契約］

当社は、団体長期障害所得補償保険契約をサービス提供対象契約とします。ただし、共同保険非幹事契約は対象契約となりません。

第3条［利用対象者］

（1）利用対象者は、保険契約者または被保険者とします。
（2）「ストレスチェックサポート」の利用対象者は「GLTD（団体長期障害所得補償保険）全員加入型」の保険契約者とします。

第4条［サービスご利用番号、URL、ID、パスワードの管理］

（1）利用対象者は、このサービスの利用のために付与されたサービスご利用番号、URL、ユーザーIDおよびパスワード（以下、利用番号等といいます。）の管理・使用について責任を負うものとし、第三者に利用番号等を使用させてはなりません。
（2）当社は、利用番号等が第三者に使用されたことにより利用対象者が損害を被った場合、責任を負わないものとします。

第5条［サービスの内容］

この規約により提供するサービスの内容は次の①および②のとおりとします。ただし、任意加入型については①のサービスを提供しません。

①人事労務担当者さま向けサービス
＜略＞※詳細は人事労務担当者さま向けにご案内します。

②従業員さま向けサービス
a. メンタルご相談

提供サービス	内　容
メンタル相談サポート	“こころの悩み”に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※治療に関する相談はお受けできません。
メンタルITサポート	ホームページ上でのストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等を提供します。

b. 健康・医療・介護ご相談

提供サービス	内　容
健康・医療・介護のご相談	健康や医療に関する相談、介護に関する悩みに看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※緊急の場合や相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
セルフ健康診断サポート	人間ドック施設や自宅で簡単にできる在宅検診等を紹介します。 ※各種検診・サービスの費用は、サービス利用者の自己負担になります。
病院情報のご提供	全国約16万件のデータベースより、お探しの全国各地の病院等の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。

c. 各種手続きご相談

提供サービス	内　容
税務・フィナンシャルサポート	税務に関する相談に、税理士による電話相談を利用いただけます（予約制）。 ※一般的な質問については、専門スタッフがお応えする場合があります。
公的給付申請サポート	障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。
福祉情報のご提供	お住まいの地域の福祉情報を専門スタッフが電話で案内します。

第6条［サービス提供を行わない場合］

提携サービス会社は、次の①から⑨のいずれかに該当する場合（該当するおそれのある場合も含みます。）は、サービスの提供を行いません。
①公序良俗に反する行為
②法令に違反する行為
③第三者（当社を含みます。）に不利益を与える行為（誹謗（ひぼう）・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為の他、迷惑行為を含みます。）
④当社または提携サービス会社の運営を妨害する行為
⑤第三者になりすましてサービスを利用する行為
⑥営利を目的（商業目的）としてこのサービスを利用する行為
⑦提携サービス会社が、利用対象者の利用頻度が著しく高いまたは意図的な利用と判断した場合
⑧利用対象者が、サービス提供のために必要な情報を提供しない場合
⑨保険金請求にかかわる事故等の相談その他当社または提携サービス会社が不適切と判断した場合

第7条［サービス提供時の責任］

（1）このサービスは、利用対象者自らの責任において利用するものとします。万一、このサービスの利用によって発生した損害については、当社は責任を負いません。
（2）利用対象者自身がサービス利用にあたり、虚偽の報告や利用番号等の漏えい、その他の不正な行為により第三者（当社を含みます。）に対して損害を与えた場合は、自らの責任と費用により対応するものとします。

第8条［サービスの変更・中止・終了］

（1）このサービスは、当社ホームページ等での告知または事前の通知により、変更・中止・終了することがあります。
（2）当社は、次の①から③のいずれかに該当する場合は、告知または事前に通知することなくサービスを変更・中止・終了することがあります。
①天災等により、サービスの提供ができないと当社が判断した場合
②当社の営業上、技術上の事情により、サービスの全部または一部を変更・中止・終了せざるを得なくなった場合
③不測の事態により、当社または提携サービス会社がサービスの提供が困難と判断した場合
（3）利用対象者の保険契約が解約・解除・失効・終了したときは、それ以降はサービスの提供を行いません。

第9条［企業情報および個人情報の取扱い等］

（1）利用対象者は、保険証券・加入者証の記載事項およびサービス提供のために必要とされる情報が、提携サービス会社に登録されることに同意するものとします。
（2）提携サービス会社は、聞き間違い等により利用対象者または利用者に迷惑をおかけすること等を防止するため、通話内容を記録および録音することがあります。また、記録または録音内容を当社に開示することがあります。
（3）第7条における損害には情報漏えいを含み、当社および提携サービス会社は責任を負うものではありません。

附則　この規約は平成29年4月1日現在のものです。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
立ちどまらない保険。
MS&AD INSURANCE GROUP
本社　〒150-8488　東京都渋谷区恵比寿1-28-1
http://www.aioinissaydowa.co.jp/

（170401）（2017年2月承認）GN16D011057

「団体総合生活補償保険」ご加入のお客さまへ

平成29年10月1日以降保険始期用

あいおいニッセイ同和損保　全力サポート宣言

団体総合生活補償保険サービスのご案内

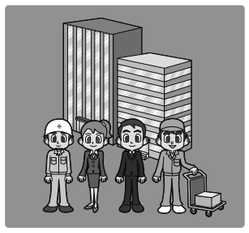

ご利用にあたっては、ご契約の団体名、被保険者のお名前、ご加入の保険商品名の他、サービスご利用番号が必要となります。
なお、サービス専用ダイヤル、サービスご利用番号はご加入後に交付される「加入者証」に記載されています。

傷害補償特約　セットの方はこちら

疾病補償特約
がん補償特約
親介護ー時金支払特約
親の介護による休業補償特約　セットの方はこちら

傷害補償特約をセットされた方は、下記のサービスをご利用いただけます。

ご利用いただける方　傷害補償特約をセットされたご契約に加入されている被保険者（補償の対象となる方）となります。

生活安心サポート　ご利用日・ご利用時間

健康・医療ご相談
24時間 365日
※薬に関するご相談
平日 9～17時
（土日祝日、12/29～1/5を除きます）

健康・医療のご相談　ケガ・病気や健康状態に関するご相談、お薬に関するご相談に専門スタッフが電話でアドバイス
ケガや病気に関するご説明や治療方法に関する一般的なこと、日常生活における身体の不調や健康維持・増進に関すること、お薬に関するご相談に、看護師や薬剤師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。
（注）緊急の場合や診断・治療に関することなど、ご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

病院情報のご提供　いつでもどこでもお探しの診療科目のある医療機関など全国各地の病院等の情報をご提供
近所にお探しの診療科が見つからないとき、病院を探すことになったときなど、全国各地の病院等の情報をご提供します。
（注）このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。

夜間休日医療機関情報のご提供　夜間でも休日でも診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供
夜中の急な発熱や休日の体調不良など、夜間はもちろん休日に診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供します。
（注）このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。

ホームヘルパーサポート
平日9～17時
（土日祝日、12/29～1/5を除きます）

ホームヘルパー業者のご紹介　家事を代行するホームヘルパーの派遣業者をご紹介
シニアの方や、ケガなどでお困りのご家族をサポートするホームヘルパーの派遣業者をご紹介します。
（注1）ホームヘルパーの費用等は、ご利用いただく方の自己負担になります。
（注2）一部離島や年末年始など、地域や時期によっては紹介できない場合があります。

暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談
平日13～17時
（土日祝日、12/29～1/5を除きます）

法律のご相談　日常生活における法的な疑問に、弁護士が電話でアドバイス
相続時のトラブルなど、日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談をご利用いただけます（予約制）。
（注1）一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。
（注2）既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。

税務のご相談　日常生活における税務のご相談に、税理士が電話でアドバイス
医療費控除など、日常生活における税務のご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます（予約制）。
（注）一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。

疾病補償特約、がん補償特約、親介護ー時金支払特約または親の介護による休業補償特約をセットされた方は、下記のサービスをご利用いただけます。

ご利用いただける方　疾病補償特約、がん補償特約、親介護ー時金支払特約または親の介護による休業補償特約をセットされたご契約に加入されている被保険者（補償の対象となる方）となります。ただし、親介護ー時金支払特約をセットされた場合、介護安心サービスについては被保険者および親介護ー時金支払特約の特約被保険者となります。

医療カウンセリングサービス　ご利用日・ご利用時間

セカンドオピニオンのご相談
平日 9～17時
（土日祝日、12/29～1/5を除きます）

セカンドオピニオン※のご相談に専門医が電話でアドバイス
※診断や治療方針について、「主治医以外の別の医師の意見を聞く」ことです（第二の意見）。
専門医とのご相談は、お客さま・専門医・看護師等の専門スタッフとのトリオフォン（三者間通話）で行いますので、専門用語などご不明なこともその場で確認できます。
（注1）このサービスは医師の診断を受けていることがご利用の条件となります。
（注2）緊急の場合やご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
（例）明らかに軽い症状、医師の診断が行われていない場合、ご相談に必要な情報が不充分な場合、現在のかかりつけ医に不満がある場合など

面談専門医のご紹介
平日 9～17時
（土日祝日、12/29～1/5を除きます）

がんや高血圧など、専門性の高い疾患の治療について、面談できる専門医をご紹介
専門医とのご相談を希望される方に当社が提携している面談可能な専門医をご紹介します。
面談の結果、お客さまの居住地、ご相談内容にあった他の専門医・医療機関をご紹介する場合があります。
（注1）専門医による診断・治療・検査、交通費、紹介状発行等の費用は、サービスをご利用いただく方の自己負担になります。
（注2）緊急の場合やご相談内容によってはご紹介できない場合があります。
（例）明らかに軽い症状、現在のかかりつけ医に不満がある場合など
（注3）対応地域が限られます。ー7大都市（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡）ー

“がん”粒子線治療のご相談
平日 9～17時
（土日祝日、12/29～1/5を除きます）

“がん”粒子線治療のご相談に専門スタッフが電話でアドバイス
最先端の放射線治療である粒子線治療に関する看護師等の専門スタッフによるアドバイスや、粒子線治療を実施する医療機関の情報をご提供します。
（注）緊急の場合やご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

健康安心サポート　ご利用日・ご利用時間

健康検診サービス
平日 9～17時
（土日祝日、12/29～1/5を除きます）

人間ドック施設のご紹介	病気の早期発見のために、最寄りの提携人間ドック施設をご紹介します。（注）地域によってはご紹介できない場合があります。	優待
ＰＥＴ検診施設のご紹介	がんの早期発見に有効な最新の診断装置ＰＥＴで検診を行う施設をご紹介します。（注）地域によってはご紹介できない場合があります。	優待
在宅検診のご紹介	お忙しい方に郵送にてご自宅で手軽に受けられる検診業者をご紹介します。	優待

介護安心サービス

介護安心相談	24時間 365日 ※一部の専門スタッフによる相談および社会福祉士等のご紹介 月～木10～15時（金土日祝日、12/29～1/5を除きます）	介護に関する一般的なご相談や、介護者の悩みのご相談に、経験豊富な専門スタッフが電話でアドバイスします。また、ご希望により面談できる社会福祉士等をご紹介します。（注）社会福祉士等のご紹介は対応地域が限られます。社会福祉士等の面談は始期日から3回まで無料とします（予約制）。交通費等の費用は、サービスをご利用いただく方の自己負担になります。
介護に関する業者・施設情報のご提供	平日 9～17時（土日祝日、12/29～1/5を除きます）	介護に関する提携業者や、介護保険施設・有料老人ホームなどの介護施設の情報をご提供します。
認知症TESTER（テスター）	24時間 365日 電話＋ WEB＋	電話やWebで約20問の簡単な質問に答えるだけで、自宅でできる認知症チェックサービスをご提供します。Webでのご利用は、下記URLにアクセスして、ユーザー名欄・パスワード欄ともにサービスご利用番号を入力してご利用ください。https://www.dsrv.co.jp/dementia_tester/aioinissaydowa/ スマートフォンは、こちらのQRコードからもアクセスできます。※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。※電話でのご利用は自動音声応答（IVR）となります。※Webでのサービスは端末によっては利用できない場合があります。

メンタルご相談
平日 9～17時
（土日祝日、12/29～1/5を除きます）

メンタルヘルスのご相談	人間関係、家庭問題、職場の悩み、漠然とした不安感などの“こころの悩み”に、臨床心理士等の専門スタッフが電話でアドバイスします。（注）治療に関するご相談はお受けできません。

健康・医療ご相談
24時間 365日
※薬に関するご相談
平日 9～17時
（土日祝日、12/29～1/5を除きます）

健康・医療のご相談	日常生活における身体の不調や健康維持・増進に関すること、病気に関するご説明や治療方法に関する一般的なこと、お薬に関するご相談などに、看護師や薬剤師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。（注）緊急の場合や診断・治療に関することなど、ご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
病院情報のご提供	近所にお探しの診療科が見つからないとき、病院を探すことになったときなど、全国各地の病院等の情報をご提供します。（注）このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。
夜間休日医療機関情報のご提供	夜中の急な発熱や休日の体調不良など、夜間はもちろん休日に診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供します。（注）このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。

暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談
平日 13～17時
（土日祝日、12/29～1/5を除きます）

法律のご相談	相続時のトラブルなど、日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談をご利用いただけます（予約制）。※一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。（注）既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。
税務のご相談	医療費控除など、日常生活における税務のご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます（予約制）。※一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。

優待　提携先の医療機関および業者における各種検診、各種サービスの費用は、サービスをご利用いただく方の自己負担となりますが、優待料金にてご利用いただける場合があります。

＜ご注意＞　保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。提携サービス会社は、各種サービスのご利用にあたって取得した個人情報およびご相談等に必要な情報を当社に開示することがあります。サービスの内容やご利用いただけない場合等の詳細につきましては、裏面記載の「団体総合生活補償保険サービスご利用 規約」でご確認ください。このサービスガイドをお読みいただき、保険期間の満了まで保管くださいますようお願いします。
※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。

団体総合生活補償保険サービスご利用規約

第1条［規約の目的等］

（1）この規約は、第2条［サービス提供対象契約］に定める当社の保険契約に対して日本国内で提供する団体総合生活補償保険サービス（以下「サービス」といいます。）の事項を定めたものです。
（2）利用対象者（第3条［利用対象者］に定める利用対象者をいいます。）は、この規約を承認のうえ、サービスの提供を受けることができます。
（3）このサービスは、当社が委託する提携サービス会社が、この規約に従い提供します。

第2条［サービス提供対象契約］

当社は、団体総合生活補償保険契約をサービス提供対象契約とします。
ただし、サービス提供時にサービス利用対象者であることを提携サービス会社にて確認できない契約（準記名式契約特約セット契約、共同保険幹事契約等）は提供対象契約となりません。

第3条［利用対象者］

利用対象者は、サービス提供対象契約の被保険者とします。ただし、親介護ー時金支払特約セットの場合、第5条［サービスの内容］③c.介護安心サービスについてはサービス提供対象契約の被保険者および親介護ー時金支払特約の特約被保険者とします。

第4条［利用番号の管理］

（1）利用対象者は、加入者証交付時に付与された利用番号の管理・使用について責任を負うものとし、第三者に利用番号を使用させてはなりません。
（2）当社は、利用番号が第三者に使用されたことにより利用対象者が損害を被った場合、責任を負わないものとします。

第5条［サービスの内容］

この規約により提供するサービス内容は、以下の①から③のとおりとします。ただし、提供するサービスは、セットされる特約により次のとおりとします。

セットされる特約	提供するサービス
傷害補償特約	①生活安心サポート
疾病補償特約、がん補償特約、親介護ー時金支払特約または親の介護による休業補償特約	②医療カウンセリングサービス ③健康安心サポート

①生活安心サポート（傷害補償特約セット契約）
a.健康・医療ご相談

提供サービス	内　容
健康・医療のご相談	健康や医療に関する相談、薬に関する相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。※緊急の場合や診断・治療に関することなど、相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
病院情報のご提供	全国各地の病院等の情報を提供します。※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。
夜間休日医療機関情報のご提供	全国各地の夜間休日医療機関の情報を提供します。※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。

b.ホームヘルパーサポート

提供サービス	内　容
ホームヘルパー業者のご紹介	ホームヘルパー業者を紹介します。※ホームヘルパーの費用等は、サービス利用者の自己負担になります。※地域や時期によっては紹介できない場合があります。

c.暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談

提供サービス	内　容
法律のご相談	日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談を利用いただけます（予約制）。※一般的な質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。※保険金請求にかかわる事故等の相談は対象となりません。※既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等の相談は対象となりません。
税務のご相談	日常生活における税務の相談に、税理士による電話相談を利用いただけます（予約制）。※一般的な質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。

②医療カウンセリングサービス（疾病補償特約、がん補償特約、親介護ー時金支払特約または親の介護による休業補償特約セット契約）

提供サービス	内　容
セカンドオピニオンのご相談	セカンドオピニオンの相談に、専門医が電話でアドバイスします。※このサービスは医師の診断を受けていることが利用の条件となります。※緊急の場合や相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
面談専門医のご紹介	専門性の高い疾患に対する治療について、面談できる専門医を紹介します。※面談の結果、サービス利用者の居住地、相談内容にあった他の専門医・医療機関を紹介する場合があります。※専門医による診断・治療・検査、交通費、紹介状発行等の費用は、サービス利用者の自己負担になります。※緊急の場合や相談内容によっては紹介できない場合があります。※対応地域が限られます。
“がん”粒子線治療のご相談	“がん”粒子線治療の相談に専門スタッフ（看護師等）が電話でアドバイスします。※緊急の場合や相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

③健康安心サポート（疾病補償特約、がん補償特約、親介護ー時金支払特約または親の介護による休業補償特約セット契約）
a.健康検診サービス

提供サービス	内　容
人間ドック施設のご紹介	最寄りの人間ドック施設を紹介します。※地域によっては紹介できない場合があります。※身体の状態によっては受診できない場合があります。※提携先の医療機関における各種検診の費用は、サービス利用者の自己負担になります。
ＰＥＴ検診施設のご紹介	小さながんを発見できる最新の診断装置ＰＥＴ（Positron Emission Tomography＝陽電子放射断層撮影）で検診を行う施設を紹介します。※地域によっては紹介できない場合があります。※身体の状態によっては受診できない場合があります。※提携先の医療機関における各種検診の費用は、サービス利用者の自己負担になります。
在宅検診のご紹介	郵送にて自宅で受けられる検診業者を紹介します。※検査料金等は、サービス利用者の自己負担になります。

b.健康・医療ご相談

提供サービス	内　容
健康・医療のご相談	健康や医療、病気に関する相談、薬に関する相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。※緊急の場合や診断・治療に関することなど、相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
病院情報のご提供	全国各地の病院等の情報を提供します。※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。
夜間休日医療機関情報のご提供	全国各地の夜間休日医療機関の情報を提供します。※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。

c.介護安心サービス

提供サービス	内　容
介護安心相談	介護に関する悩みに専門スタッフが電話でアドバイスします。ご希望により面談できる社会福祉士等を紹介します。※社会福祉士等の紹介は対応地域が限られます。※社会福祉士等の面談は始期日から3回まで無料とします。※交通費等の費用はサービス利用者の自己負担になります。
介護に関する業者・施設情報のご提供	介護に関する提携業者や介護施設の情報を提供します。
認知症TESTER（テスター）	電話やWebで、認知機能障害の疑いの有無を簡易チェックします。※電話での利用は自動音声応答（IVR）となります。※Webでのサービスは端末によっては利用できない場合があります。

d.メンタルご相談

提供サービス	内　容
メンタルヘルスのご相談	“こころの悩み”に臨床心理士等の専門スタッフが電話でアドバイスします。※治療に関する相談はお受けできません。

e.暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談

提供サービス	内　容
法律のご相談	日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談を利用いただけます（予約制）。※一般的な質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。※保険金請求にかかわる事故等の相談は対象となりません。※既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等の相談は対象となりません。
税務のご相談	日常生活における税務の相談に、税理士による電話相談を利用いただけます（予約制）。※一般的な質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。

第6条［サービス提供を行わない場合］

提携サービス会社は、次の①から⑤のいずれかに該当する場合（該当するおそれのある場合も含みます。）は、サービスの提供を行いません。
①公序良俗に反する行為
②法令に違反する行為
③第三者（当社を含みます。）に不利益を与える行為（誹謗（ひぼう）・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為の他、迷惑行為を含みます。）
④当社または提携サービス会社の運営を妨害する行為
⑤第三者になりすましてサービスを利用する行為
⑥営利を目的（商業目的）としてこのサービスを利用する行為
⑦提携サービス会社が、利用対象者の利用頻度が著しく高いまたは意図的な利用と判断した場合
⑧利用対象者が、サービス提供のために必要な情報を提供しない場合
⑨保険金請求にかかわる事故等の相談その他当社または提携サービス会社が不適切と判断した場合

第7条［サービス提供時の責任］

（1）このサービスは、利用対象者自らの責任において利用するものとします。万一、このサービスの利用によって発生した損害については、当社は責任を負いません。
（2）利用対象者自身が、第三者（当社を含みます。）に対して損害を与えた場合は、自らの責任と費用により対応するものとします。

第8条［サービスの変更・中止・終了］

（1）このサービスは、当社ホームページ等での告知または事前の通知により、変更・中止・終了することがあります。
（2）当社は、次の①から③のいずれかに該当する場合は、告知または事前に通知することなくサービスを変更・中止・終了することがあります。
①天災等により、サービスの提供ができないと当社が判断した場合
②当社の営業上、技術上の事情により、サービスの全部または一部を変更・中止・終了せざるを得なくなった場合
③不測の事態により、当社または提携サービス会社がサービスの提供が困難と判断した場合
（3）利用対象者の保険契約が解約・解除・失効・終了したときは、それ以降はサービスの提供を行いません。

第9条［個人情報の取扱い等］

（1）利用対象者は、保険証券・加入者証の記載事項およびサービス提供のために必要とされる情報が、提携サービス会社に登録されることに同意するものとします。
（2）提携サービス会社は、聞き間違い等により利用対象者または利用者に迷惑をおかけすること等を防止するため、通話内容を記録および録音することがあります。また、記録または録音内容を当社に開示することがあります。

附則　この規約は平成29年10月1日現在のものです。

認知症TESTER（テスター）は、ダイヤル・サービス（株）が、近藤智善医師監修のもと和歌山県立医科大学附属病院認知症疾患医療センターとの協力により完成したわが国で初の「非対面」型のチェックシステムです。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
ふたたまるない保険。
MS&AD INSURANCE GROUP
本社　〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
http://www.aioinissaydowa.co.jp/

（2017年6月承認）　GN17D010141

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定書の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。

※ご契約のしおり（普通保険約款・特約）は保険契約者にお渡しいたします。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容

＜ご注意＞

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※　複数あるご契約のうち、これらの補償が１つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1．被保険者（補償の対象となる方）が身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に限り、てん補期間中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額を基に協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。

2．被保険者は協定書に規定された方となります。

3．保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
身体障害により、就業障害となった場合	てん補期間中の就業障害である期間１か月につき、次の額をお支払いします。 支払基礎所得額 × 所得喪失率 × 約定給付率（100%） ※　お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間１か月について、協定書に定める最高保険金支払月額を限度とします。 ※　協定書に定めるてん補期間を限度とします。 ※　支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 ※　てん補期間中における就業障害である期間が１か月に満たない場合または１か月未満の端日数が生じた場合は、１か月を 30 日とした日割計算により保険金の額を決定します。 ※　同一の身体障害により、免責期間を超える就業障害が終了した日からその日を含めて６か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 ※　保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(＊)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間１か月あたりの保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間１か月あたりの支払責任額(＊) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間１か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間１か月あたりの支払責任額(＊)を限度とします。 (＊) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	(1) 新規加入日から 12 か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前 12 か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2) 次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害※1 ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害 ※2 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧ むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害※3 ⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ．道路交通法第 65 条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩ 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害※4 ⑪ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害 ⑫ 発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害※5 など (3) 健康に関する告知の回答内容等により補償対象外とする病気等（保険証券等に記載されます。）による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。

		※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成６年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目(＊)中の次の分類番号に該当する精神障害（統合失調症、躁(そう)病、うつ病等）を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 (1) F 04～F 09 (2) F 20～F 51 (3) F 53～F 54 (4) F 59～F 63 (5) F 68～F 69 (6) F 84～F 89 (7) F 91～F 92 (8) F 95 (9) F 99 (＊) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD - 10(2003 年度版)準拠」によります。 ※5 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。

＜用語の説明＞

【回復所得額】とは

免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。

【最高保険金支払月額】とは

１被保険者について、１か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。

【支払基礎所得額】とは

保険金の算出の基礎となる額をいい、１口あたり保険金額 × 加入口数 によって算出した額となります。

【所得】とは

業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。

【所得喪失率】とは

次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

【就業障害】とは

被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。

てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が 20%超であることをいいます。

免責期間中においては、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない状態をいいます。

なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

【身体障害】とは

傷害（「ケガ」といいます）および疾病（「病気」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。

【他の保険契約等】とは

この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【てん補期間】とは

引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。

「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24 か月」が限度です。

【免責期間】とは

保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。

免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数（28 日）を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して１免責期間とします。

【平均月間所得額】とは

被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前 12 か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

平均月間所得額 ＝ $\dfrac{\text{(年間収入額※1)} - \text{(働けなくなったことにより支出を免れる金額※2)}}{\text{12(か月)}}$

※1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

※2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

【約定給付率】とは

保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

お支払いする保険金のご説明【団体総合生活補償保険】＜MS&AD型）＞

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、ご本人※となります。

※ 保険証券記載の被保険者をいいます。

■傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容

１．被保険者が被った次の傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。

急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ

※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

（注）「就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約」がセットされた場合、職業または職務従事中（通勤途上を含みます）に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。

２．傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容は次のとおりです。

（注）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

（注）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。 ※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』がセットされた場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からお支払いした特定感染症に関する後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。	(1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ．道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波※2 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染　など (2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (3)次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ②被保険者が次のいずれかに該当する間の事故
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（４％～100%） ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』がセットされた場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からお支払いした特定感染症に関する後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。	
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、１事故につき、保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。	
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術	１回の手術について次の額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、１回の手術に対してのみ保険金をお支払いし	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	・ デブリードマン ・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 抜歯手術 ・ 歯科診療固有の診療行為 ②先進医療(＊1)に該当する診療行為(＊2) （＊1） 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 （＊2） 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	ます。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を１回受けたものとします。 ・ １回の手術を２日以上にわたって受けた場合または手術料が１日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・ 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が１回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、２回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません（欄外のお支払例をご参照ください)。	ア．乗用具(＊1)を用いて競技等(＊2)をしている間（ウ．に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(＊2)をしている間」を除きます） イ．乗用具(＊1)を用いて競技等(＊2)を行うことを目的とする場所において、競技等(＊2)に準ずる方法・態様により、乗用具(＊1)を使用している間（ウ．に該当しない「道路上で競技等(＊2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます） ウ．法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(＊2)をしている間または競技等(＊2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ③被保険者が山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが５ｍ以下のボルダリングは含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など （＊1） 乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。 （＊2） 競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合 ※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を１回算定された場合は、最初の１回のみ通院したものとみなします。 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含みません。	傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※ 傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、１事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	

支払対象期間：傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

手術保険金支払対象期間：事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

〔手術保険金お支払例〕

超音波骨折治療法を３回受けた場合

○手術	×手術	○手術
▼	▼	▼
10月１日	10月10日	10月25日

・ 10月10日の手術は、10月１日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。
・ 10月25日の手術は、10月１日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。

■その他の傷害危険に関する特約の補償内容

被保険者が被ったケガ(＊)などに対して保険金をお支払いします。

（＊）傷害補償（MS&AD型）特約で保険金をお支払いするケガをいいます。

（注）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

（注）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 ※特定感染症は欄外をご参照ください。	後遺障害保険金	特定感染症の発病により、発病の日からその日を含めて180日以内に傷害補償(MS&AD型)特約所定の後遺障害が発生した場合 ※ 発病の日からその日を含めて180日を超えても治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（４％～100％） ※ 傷害後遺障害保険金または後遺障害保険金をお支払いしている場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いた額が限度となります。	(1)次のいずれかにより発病した特定感染症の発病に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者に対する刑の執行 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染 ⑧傷害補償(MS&AD型)特約により保険金をお支払いするケガ (2)保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（継続契約を含みません）に対しては、保険金をお支払いできません。 など ※ テロ行為によって発生したものに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
	入院保険金	特定感染症の発病により、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 発病の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、１回の特定感染症の発病につき、保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。	
	通院保険金	特定感染症の発病により、発病の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合 ※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を１回算定された場合は、最初の１回のみ通院したものとみなします。 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含みません。	傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※ 傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、１回の特定感染症の発病につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。	

特定感染症：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定められている一類感染症から三類感染症までをいいます。
2019年４月現在では、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O－157等)、腸チフス、パラチフスをいいます。

疾病に関する補償

■疾病補償特約の補償内容

１．被保険者が疾病（病気といいます）を発病し、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術や放射線治療を受けた場合に保険金をお支払いします。
※ 入院には美容整形、病気の治療処置を伴わない検査等のための入院を含みません。
２．被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

（注）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	発病した病気の治療を目的として入院し、その入院が疾病入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	疾病入院保険金日額 × 入院日数 ※ 疾病入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、１回の入院につき、保険証券記載の疾病入院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて１回の入院となり、疾病入院保険金の支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。	(1)保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に発病した病気については保険金をお支払いできません。※1 (2)次のいずれかにより発病した病気に対しては保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染
疾病手術保険金	次のいずれかに該当した場合 ①疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として手術を受けたと	１回の手術について次の額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	き ②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン ・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 抜歯手術または歯・歯肉の処理に伴う手術その他歯科診療固有の診療行為 ・ 美容整形上の手術 ・ 病気を直接の原因としない不妊手術 ・ 診断、検査（生検、腹腔(㈜)鏡検査等）のための手術 ・ 吸引および穿刺などの処置 ・ 神経ブロック ・ 抜釘術 ・ 屈折異常に対する手術 ②先進医療(*1)に該当する診療行為(*2) (*1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (*2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。	疾病入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 疾病入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、病気の治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、１回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を１回受けたものとします。 ・ １回の手術を２日以上にわたって受けた場合または手術料が１日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・ 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が１回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、２回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません（*）。 （*）体外衝撃波胆石破砕術の例 ○手術 ▼ 10月１日 ×手術 ▼ 10月10日 ○手術 ▼ 10月25日 ・ 10月10日の手術は、10月１日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・ 10月25日の手術は、10月１日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。	⑥治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 (3)むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3に対しては保険金をお支払いできません。 (4)次のいずれかによる病気に対しては保険金をお支払いできません。 ①被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気※4 ②被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じょく期の異常を含みません。 (5)特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、「特定疾病等対象外特約」がセットされます。この場合、保険証券記載の病気に対しては保険金をお支払いできません。 など ※1 継続契約においては、発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時以降に発病したものとして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した病気に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 自動セットされる「特定精神障害補償特約」により、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*)中のＦ00からＦ09までまたはＦ20からＦ99までに該当する精神障害を原因として発病した病気に対しては、保険金お支払いの対象となります。 (*) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年度版)準拠」によります。
疾病放射線治療保険金	次のいずれかに該当した場合 ①疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けたとき ②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けた場合 ※ 放射線治療とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において放射線治療料の対象となる診療行為 ②先進医療(*)に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (*) 放射線治療を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。	１回の放射線治療について次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 ※ 放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、１回の放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、２回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。	
疾病通院保険金	疾病入院保険金をお支払いする場合において、退院した日の翌日からその日を含めて疾病通院保険金の支払対象期間（180日）内に、その入院の原因となった病気の治療を目的として通院したとき ※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を１回算定された場合は、最初の１回のみ通院したものとみなします。	疾病通院保険金日額 × 通院日数 ※ １回の入院につき、通院日数は、通算して保険証券記載の疾病通院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて１回の入院となります。	

支払対象期間：疾病入院保険金、疾病通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。
疾病手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。
疾病放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

■その他の病気に関する特約の補償内容

１．被保険者が病気を発病した場合に保険金をお支払いします。
２．被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
特定疾患補償特約 ※対象となる特定疾患は欄外をご確認ください。	特定疾患保険金	特定疾患を被り、その特定疾患の治療を目的として入院し、その入院が次のすべてに該当した場合 ①「特定疾患」を直接の原因とした入院 ②「特定疾患」により交付された受給者証の有効期間中の入院 ※ 受給者証とは、次のいずれかの受給者証をいいます。 ①難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第７条（支給認定等）第４項の規定に基づいて交付される医療受給者証 ②特定疾患治療研究事業において、公的医療保険制度の医療費助成の対象者に交付される受給者証	特定疾患保険金額の全額 ※ １特定疾患につき、保険期間を通じて１回のお支払いに限ります。	疾病補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ。ただし、「特定精神障害補償特約」は適用されません。

対象となる特定疾患：ベーチェット病、多発性硬化症、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、スモン、再生不良性貧血、サルコイドーシス、筋萎縮性側索硬化症、強皮症／皮膚筋炎及び多発性筋炎、特発性血小板減少性紫斑病、結節性動脈周囲炎（結節性多発動脈炎、顕微鏡的多発血管炎）、潰瘍性大腸炎、大動脈炎症候群、ビュルガー病（バージャー病）、天疱瘡、脊髄小脳変性症、クローン病、難治性肝炎のうち劇症肝炎、悪性関節リウマチ、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病）、アミロイドーシス、後縦靱帯骨化症、ハンチントン病、モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）、ウェゲナー肉芽腫症、特発性拡張型（うっ血型）心筋症、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）、膿疱性乾癬、広範脊柱管狭窄症、原発性胆汁性肝硬変、重症急性膵炎、特発性大腿骨頭壊死症、混合性結合組織病、原発性免疫不全症候群、特発性間質性肺炎、網膜色素変性症、プリオン病（クロイツフェルト・ヤコブ病、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病、致死性家族性不眠症）、肺動脈性肺高血圧症、神経線維腫症Ⅰ型／神経線維腫症Ⅱ型、亜急性硬化性全脳炎、バッド・キアリ（Ｂｕｄｄ－Ｃｈｉａｒｉ）症候群、慢性血栓塞栓性肺高血圧症、ライソゾーム病（ライソゾーム病、ファブリー病）、副腎白質ジストロフィー、家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、肥大型心筋症、拘束型心筋症、ミトコンドリア病、リンパ脈管筋腫症（ＬＡＭ）、重症多形滲出性紅斑（急性期）、黄色靭帯骨化症、間脳下垂体機能障害（ＰＲＬ分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ＡＤＨ分泌異常症、下垂体性ＴＳＨ分泌異常症、クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症）

■ケガや病気に伴う費用に関する特約の補償内容

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※複数あるご契約のうち、これらの特約を１つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

１．被保険者が身体障害（ケガまたは病気）を被り、その治療を目的として費用を負担することにより被った損害等に対して保険金をお支払いします。
２．被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。
(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
先進医療費用保険金補償特約 補償重複	先進医療費用保険金	身体障害を被り、その身体障害の治療のため、被保険者が保険期間中に日本国内の病院または診療所において「先進医療」を受け、その費用を負担したことによって損害を被った場合 ※ 「先進医療」とは、治療を受けた時点において厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。対象となる「先進医療」の種類は特約保険期間中に変動することがありますので、詳しくは厚生労働省のホームページ等でご確認ください。 ・お客さまに代わり、先進医療にかかる費用（技術料）を直接お支払いすることができます。 ・通常、治療実施後に保険金のご請求をいただく場合は、引受保険会社から保険金をお支払いするまで一時的にお客さまご	先進医療費用の額 ＜先進医療費用＞ ①「先進医療」に要する費用 ②次の交通費 ・ 「先進医療」を受けるために必要とした病院または診療所までの交通費 ・ 医師が必要と認めた病院または診療所への転院のために必要とした交通費 ・ 退院のために必要とした病院または診療所から住居までの交通費 ※ 保険期間を通じ、保険証券記載の先進医療費用保険金額が限度となります。 ※ 第三者からの損害賠償金や他の保険契約等以外で損害をてん補するその他の給付がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	(1)保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に被った身体障害※1により先進医療を受けた場合 (2)次のいずれかによるケガまたは病気により先進医療を受けた場合 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 (3)次のいずれかのケガにより先進医療を受けた場合 ①被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガ ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ．道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		自身で先進医療にかかる費用（技術料）の立替えが必要です。 ・先進医療にかかる費用（技術料）は高額になるケースもあるので、保険金として直接病院へお支払いをすることで、経済的にも安心して治療に専念することができます。 ＜ご利用にあたりご注意いただきたい点＞ ・以下の条件を満たすことが必要となります。 ○保険金支払対象であり、先進医療の費用（技術料）が１０万円以上かつ先進医療費用保険金支払限度額の範囲内であること ○先進医療を受ける前に引受保険会社にお申し出があり、かつ確認のための引受保険会社所定の書面のご提出があること （ご提出いただいた書面に基づき、事前に病院に内容確認をさせていただきます） （注）ただし、病院が直接支払の実施に同意いただけない場合や保険金お支払いのための内容確認で相当の時間を要する等治療の妨げになるおそれのある場合等は、病院直接支払をご利用いただけない場合がありますのであらかじめご了承ください。	は、この保険契約の支払責任額(＊) ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(＊)を限度とします。 （＊）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	等を運転している間 ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ③脳疾患、病気または心神喪失 ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑥被保険者に対する刑の執行 ⑦被保険者が次のいずれかに該当する間の事故によるケガ ア．乗用具(＊1)を用いて競技等(＊2)をしている間（ウ．に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(＊2)をしている間」を除きます） イ．乗用具(＊1)を用いて競技等(＊2)を行うことを目的とする場所において、競技等(＊2)に準ずる方法・態様により、乗用具(＊1)を使用している間（ウ．に該当しない「道路上で競技等(＊2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます） ウ．法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(＊2)をしている間または競技等(＊2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ⑧被保険者が山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）等をいい、登る壁の高さが５ｍ以下のボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故によるケガ （＊1）乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート等をいいます。 （＊2）競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転もしくは操縦）をいいます。 (4)次のいずれかによる病気により先進医療を受けた場合は保険金をお支払いできません。 ①被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気※4 ②被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じょく期の異常を含みません。 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用 (5)特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、「特定疾病等対象外特約」がセットされます。この場合、保険証券記載の病気により先進医療を受けた場合は保険金をお支払いできません。 など ※1 被保険者が身体障害を被った時が、その身体障害の治療のために先進医療を受けた日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その身体障害は、保険期間の開始時以降に発病したものとして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した身体	

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				障害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 自動セットされる「特定精神障害補償特約」により、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(＊)中のＦ00からＦ09またはＦ20からＦ99に該当する精神障害を原因として発病した病気に対しては、保険金お支払いの対象となります。 (＊) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD－10(2003年度版)準拠」によります。

がんに関する補償

■がん補償特約の補償内容

１．被保険者ががんと診断確定され、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術や放射線治療を受けた場合などに保険金をお支払いします。

※ がんとは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中「悪性新生物」、「上皮内新生物」、「真正赤血球増加症＜多血症＞」、「骨髄異形成症候群」、「慢性骨髄増殖性疾患」および「本態性（出血性）血小板血症」に分類されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。

２．被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

（注）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
がん入院保険金	がんと診断確定され、そのがんの治療を目的として保険期間中に入院を開始し、その入院ががん入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	がん入院保険金日額 × 入院日数 ※ がん入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めてがん入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とします。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に入院の原因となったがんと医学上重要な関係があると診断され再入院した場合は、前の入院とあわせて１回の入院となり、がん入院保険金支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。	(1)保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に診断確定されたがんについては、保険金をお支払いできません。※ (2)保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前０時より前にがんと診断確定された場合については、保険金をお支払いできません。※ など ※ 継続契約においては、がんと診断確定された時が、そのがんによる入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、そのがんは、保険期間の開始時からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前０時以降に診断確定されたものとして保険金をお支払いの対象となります。
がん手術保険金	がんと診断確定され、次のいずれかに該当した場合 ①がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者ががん手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、そのがんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けたとき ②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、がんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けた場合	１回の手術について次の額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術 がん入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 がん入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、がんの治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、１回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を１回受けたものとします。 ・ １回の手術を２日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。	
がん放射線治療保険金	がんと診断確定され、次のいずれかに該当した場合 ①がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者ががん放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、そのがんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けたとき	１回の放射線治療について次の額をお支払いします。 がん入院保険金日額 × 10 ※ 放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、がんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けた場合	・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、１つの放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、２回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。	

支払対象期間：がん入院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院についてのみ保険金をお支払いします。
がん手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。
がん放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

■その他のがんに関する特約の補償内容

１．被保険者ががんと診断確定された場合に保険金をお支払いします。
２．被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
がん診断保険金補償特約	**がん診断保険金**	次のいずれかに該当した場合 ①初めてがんと診断確定された場合 ②原発がんを治療したことにより、がんが認められない状態になり、その後初めてがんが再発したと診断確定された場合 ③原発がんが他の臓器に転移したと診断確定された場合。ただし、転移する以前にその臓器に既にがんが発生していた場合を含みません。 ④原発がんとは別に、新たながんが発生したと診断確定された場合 ※ 原発がんとは、既に診断確定されたがんをいいます。	がんの種類により、次の額をお支払いします。 **①約款所定の「上皮内新生物」に罹患した場合** **がん診断保険金額 × 保険証券記載の上皮内新生物支払割合（100%）** **②上記①以外の約款所定のがん（悪性新生物）に罹患した場合** **がん診断保険金額の全額** ※ 保険期間を通じ、①と②それぞれ１回のお支払いに限ります。	(1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前０時より前にがんと診断確定された場合については保険金をお支払いできません。 (2) がんと診断確定された日からその日を含めて２年以内に「悪性新生物」または「上皮内新生物」によるがん診断保険金のお支払い対象に該当した場合については保険金をお支払いできません。ただし、２年経過日の翌日以後に入院を開始または治療を継続されている場合には保険金をお支払いします。 など
がん退院時一時金補償特約	**がん退院時一時金**	がんと診断確定され、そのがんの治療を目的として入院し、次のいずれかに該当した場合 ①14日以上継続して入院した後、生存して退院した場合 ②入院している日数が365日を超えた場合	**がん退院時一時金額の全額** ※ １回の入院につき、１回のお支払いに限ります。 ※ 保険金お支払いの対象となる入院が終了した日からその日を含めて180日以内に入院の原因となったがんと医学上重要な関係があると診断され再入院した場合は、前の入院とあわせて１回の入院となります。	がん補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ

特定がん手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。
特定がん放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

所得の補償

■補償内容

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を１つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

１．被保険者が、日本国内外において、身体障害を被り、その直接の結果として就業不能になった場合に、被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。
２．被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方となります。
(注) 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償特約 **補償重複**	**所得補償保険金**	日本国内外において、身体障害を被り、就業不能となった場合	**保険金額 × 就業不能期間の月数（＊）** ＋ **保険金額 × 就業不能期間のうち１か月に満たない期間の日数 / 30** （＊）就業不能期間の月数は、１か月単位とし、１か月に満たない期間は切り捨てます。 ※ 就業不能期間は、保険証券記載のてん補期間が限度となります。 ※ 平均月間所得額が保険金額より小さい場合は、上記算式の「保険金額」を「平均月間所得額」に読み替えて適用します。 ※ 免責期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて６か月以内に再び就業不能になった場合は、前の就業不能と同一の就業不能として取り扱います。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(＊)の合計額が、平均月間所得額を超えるときは、下記の額を就業不能期間１か月あたりの保険金としてお支払いします。 ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業不能期間１か月あたりの支払責任額(＊) ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業不能期間１か月あたりの支払責任額(＊)を限度とします。 （＊）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	(1) 保険期間開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合については、保険金をお支払いできません。 (2) 次のいずれかによる就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失による身体障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による身体障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用による身体障害 ④被保険者の妊娠、出産、早産または流産による身体障害 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動による身体障害※1 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故による身体障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染による身体障害 ⑧むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガ ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ．道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ⑩地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ (3) 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業不能または被保険者の妊娠もしくは出産を原因として発生した就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。 (4) 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、「特定疾病等対象外特約」がセットされます。この場合、保険証券記載のケガまたは病気による就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。 など ※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

＜用語の解説＞
【身体障害】とは
急激かつ偶然な外来の事故によるケガと病気（ケガ以外の身体の障害をいいます）をあわせて身体障害といいます。
【就業不能】とは
被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として、保険証券記載の業務に全く従事できないこと（＊）をいいます。ただし、てん補期間が２年を超える保険契約の場合においては、免責期間終了日の翌日からその日を含めて２４か月経過後は、被保険者がその経験、能力に応じたいかなる業務にも継続して全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後は、就業不能に含みません。
(＊)保険証券記載の業務に全く従事できない状態には、身体障害が治癒した後であっても、航空法（昭和２７年法律第２３１号）に定める身体検査その他航空業務に従事するために必要な身体検査に合格するまでの間を含みます。

【てん補期間】とは
保険金をお支払いする限度日数であり、免責期間終了日の翌日からその日を含めて保険証券記載の期間をいいます。
【免責期間】とは
就業不能が開始した日からその日を含めて、継続して就業不能である保険証券記載の日数をいい、この期間に対しては保険金をお支払いできません。
【就業不能期間】とは
てん補期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。
【平均月間所得額】とは
被保険者が就業不能となる直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます(＊1)。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{\text{年間収入額(＊2)} - \text{働けなくなったことにより支出を免れる金額(＊3)}}{\text{12(か月)}}$$

(＊1)被保険者が事業所得者の場合は、被保険者ご本人が働けなくなったことにより減少する売上高・経費等に応じて決定します。
(＊2)給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入額で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。
(＊3)被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

■所得補償特約の補償条件を拡大する特約のうち主なものは下表のとおりです。

特約名	概　　要
骨髄採取手術に伴う入院補償特約（所得補償特約用）（注）	骨髄採取手術を直接の目的として入院していることにより、保険証券記載の業務に全く従事できない場合についても所得補償保険金をお支払いする特約です。 ※ 初年度契約については１年の待機期間があります。

（注）所得補償特約をセットされるご契約に自動セットされます。

その他の費用の補償

■その他の費用等に関する特約の補償内容　＜相手に対する補償に関するもの＞

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を１つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1．被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
2．被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。また、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

特約＼被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者※2	親族※3
日常生活賠償特約	○	○	○

※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。
※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※4」または「別居の未婚※5の子」をいいます。
※4親族とは、６親等内の血族および３親等内の姻族をいいます。
※5 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

特　約　名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
日常生活賠償特約 補償重複	日常生活賠償保険金	「日本国内外において発生した次の①または②の事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」、または「日本国内において発生した次の①または②の事故により、被保険者が電車等(*)の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」 ①被保険者ご本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故 (*)電車等とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等の遊戯施設、座席装置のないリフト等は含みません。 ※ 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ＋ 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 － 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 － 免責金額(*)（０円） （＊）免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※ １回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 ※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ※ 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。 ①被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合 ②損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合 ③正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合 ④日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 ※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(＊1)の合計額が、損害の額(＊2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(＊1) ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(＊2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(＊1)を限度とします。 （＊1）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 （＊2）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	(1)次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染 (2)次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ②被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任 ④被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。 ⑤被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任※3 ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者による暴行等または被保険者の指図による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます）、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 配偶者、６親等内の血族および３親等内の姻族をいいます。 ※3 レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。

重要事項のご説明

契約概要のご説明（団体長期障害所得補償保険）

平成 29 年 10 月

■ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。
■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券または協定書（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。また、協定書は引受保険会社と保険契約者との間で取り交わしています。
■申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

この書面における主な用語について説明します。

危険	身体障害の発生の可能性をいいます。
協定書	保険契約締結の際、引受保険会社と保険契約者の間で協議のうえ保険契約の内容を定める書類をいいます。
最高保険金支払月額	１被保険者について、１か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された所得の額をいいます。
就業障害	身体障害を被り、就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。なお、死亡した後は就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
身体障害	傷害（「ケガ」といいます）または疾病（「病気」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
てん補期間	引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。
免責期間	保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前 12 か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。
約定給付率	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

1 商品の仕組み

（１）商品の仕組み
団体長期障害所得補償保険は、身体障害による就業障害時の損失を補償する保険です。
※基本となる補償部分を解約し、補償が終了した場合等は、その契約にセットされた特約の補償も終了します。

（２）被保険者の範囲
基本となる補償部分の被保険者は、会社員の方など、働いて収入（所得）を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年令が満 20 才から満 67 才までの方となります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

2 基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等

（１）保険金をお支払いする場合
主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
基本となる補償の保険金	身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に、てん補期間中の就業障害である期間１か月について、支払基礎所得額を基に協定書に記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。ただし、てん補期間中の就業障害である期間１か月について、被保険者１名につき最高保険金支払月額を限度とします。 ※ てん補期間中における就業障害である期間が１か月に満たない場合または１か月未満の日数がある場合、その日数については１か月を 30 日とした日割計算により保険金の額を決定します。

※ 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

（２）保険金をお支払いできない主な場合
主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
基本となる補償の保険金	① 保険期間開始時（注 1）より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合（注 2）は保険金をお支払いできません。ただし、協定書に別の定めがある場合を除きます。 ② 次のいずれかによって被った身体障害による就業障害に対しては保険金をお支払いできません。 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注 3） ・自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中のケガ ・発熱等の他覚的症状のない感染 ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ③健康状態告知の回答内容等により補償対象外とする病気等（保険証券に記載されます）による就業障害は保険金をお支払いできません。

（注 1）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間開始時となります。
（注 2）この取扱いは、「ご契約時に正しく告知をして契約した場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であってもそれが保険期間開始時（注 1）よりも前に被ったものである場合」にも適用されますのでご注意ください。
（注 3）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

（３）セットできる主な特約とその概要
ご希望によりセットできる主な特約の詳細については、パンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

（４）保険期間
お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（５）支払基礎所得額および保険金額の設定
支払基礎所得額および保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、お客さまの支払基礎所得額および保険金額については、加入申込票をご確認ください。
支払基礎所得額は次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

定額型の場合	所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（１）保険料の決定の仕組み
保険料は、支払基礎所得額、保険金額、年令、性別、免責期間、てん補期間等によって決まります。お客さまの保険料については、加入申込票をご確認ください。

（２）保険料の払込方法
お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■ 保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

保険商品・契約内容に関するお問合わせ、保険会社等の連絡・相談・苦情窓口や事故時の連絡先については、「注意喚起情報のご説明」の**保険商品・契約内容に関するお問合わせについて**、**保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について**および**指定紛争解決機関について**をご確認ください。

重要事項のご説明

注意喚起情報のご説明（団体長期障害所得補償保険）

平成 29 年 10 月

■ ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。
■ この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券および協定書（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。また、協定書は引受保険会社と保険契約者との間で取り交わしています。
■ 申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

この書面における主な用語は「契約概要のご説明」に記載していますのでご確認ください。

1 告知義務（ご加入時にお申し出いただく事項）

（１）申込人または被保険者になる方には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めた項目（加入申込票上の「※」印の項目（告知事項））について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。

（２）故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります（次の③に該当した場合は、ご契約を解除することがあります）ので、今一度、告知内容をご確認ください。

告知事項	①被保険者の生年月日、年令、性別 ②被保険者の健康状態告知（注１）（注２）（注３） ③同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等（注４）の有無

（注１）健康状態告知は、質問事項をよくお読みになったうえ、回答を「回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者ご自身が回答内容について事実に相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、契約をお引受けできない場合や、特別な条件付きでお引受けする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
（注２）継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。
（注３）保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（＊）から１年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時（＊）から１年を経過し

ていても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時（＊）から１年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
（＊）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
（注４）所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等について）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

3 複数のご契約があるお客さまへ

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。
補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※1 複数あるご契約のうち、これらの補償が１つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。
※2 補償が重複する可能性のある主な補償は、別紙「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

4 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

（１）現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項
多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。
（２）新たな契約（団体長期障害所得補償保険）の申込みをする場合のご注意事項
①被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受けできない場合があります。
②新たな契約の保険期間の開始時より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
③新たな契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料（注）を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
（注）保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

5 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

ご加入後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

①ご契約時に支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を保険契約締結直前 12 か月における被保険者の所得の平均月間額より高く設定していたことが判明した場合
②ご契約後に被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合

6 補償の開始・終了時期

（１）補償の開始：始期日の午後４時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まります。
（２）補償の終了：満期日の午後４時に終わります。

7 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2 基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等**（２）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。
（１）解約の条件によって、解約日から満期日までの期間等に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
（２）始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

9 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方の場合、保険契約者との間に別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者に対しこの保険契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、その保険契約を解約しなければなりません。
※ 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

10 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は 100%補償されます。

11 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】
本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第 53 条の 10）により、利用目的が限定されています。
詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（http://www.aioinissaydowa.co.jp/）をご覧ください。

＜その他ご注意いただきたいこと＞

■ご契約内容および事故報告内容の確認について
事故について保険金のお支払いが迅速かつ確実に行われるよう同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況等について、損害保険会社等の間で確認をさせていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

■無効・取消し・失効について
（１）保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合、この保険契約は無効となり、既に払い込んだ保険料は返還できません。
（２）保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
（３）次のいずれかの場合は、この保険契約は失効となります。この場合、普通保険約款・特約に定める規定により保険料を返還または請求します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
①被保険者が死亡した場合
②身体障害以外の原因で業務に従事できなくなった場合

■重大事由による解除
次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。
（１）保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等を発生させた場合
（２）保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
（３）被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合　など

■税法上の取扱い（令和１年 11 月現在）
保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご契約内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。
※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■請求権等の代位について
保険金について、損失が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、引受保険会社がその損失に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
（１）引受保険会社が損失の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
（２）上記（１）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損失の額を差し引いた額
（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
※保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して保険金をお支払いします。

■事故が発生した場合
1 事故の発生
（１）事故が発生した場合には、30 日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
（２）他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
（３）補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損失に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
＜引受保険会社がお支払いする保険金の額＞（注１）
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間１か月あたりの支払責任額（注２）をお支払いします。
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。ただし、この保険契約の就業障害である期間１か月あたりの支払責任額（注２）を限度とします。
（注 1） お支払いする保険金の額や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
（注 2） 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等
被保険者または保険金受取人は、**＜別表「保険金請求書類」＞**のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて**＜別表「保険金請求書類」＞**以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期
引受保険会社は被保険者または保険金受取人より保険金請求書類の提出受領後その日を含めて 30 日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求
被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。
●保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
●引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合　など
【被保険者の代理人となりうる方】

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
② 上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
③ 上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方が保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の３親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。
万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効
保険金請求権については時効（３年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

＜別表「保険金請求書類」＞

（１）	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
（２）	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※ 事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、（4）に掲げる書類も必要な場合があります。		
（３）	保険金の請求権をもつことの確認書類		
	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書　・戸籍謄本　・委任状　・未成年者用念書	など
（４）	所得に関する保険金を請求する場合に必要となる書類		
	① 保険事故の発生を示す書類		
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など）	など
	② 保険事故の発生を示す書類		
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書　・所得確認書類（源泉徴収票、確定申告書、決算書など）	など
	③ その他の書類		
	書類の例	・調査同意書（事故またはケガ・病気などの調査を行うために必要な同意書）	など

＜ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）＞

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

● 今回お申込みのご契約についてご確認をお願いします。
　１．被保険者に関する「生年月日」「年令」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
　２．「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
　３．下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
　　①補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
　　②支払基礎所得額・最高保険金支払月額・約定給付率・保険金額
　　③被保険者の範囲（ご本人のみの補償）
　　※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。
　４．支払基礎所得額が平均所得額の範囲内で設定されていることをご確認ください。
　　※支払基礎所得額の設定については「契約概要のご説明」2基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等（５）支払基礎所得額および保険金額の設定をご確認ください。
　５．補償の重複する可能性のある他のご契約の有無をご確認いただき、ご契約の要否をご確認ください。
● 現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

保険商品・契約内容に関するお問合わせについて

【取扱代理店】	株式会社ＪＡＬＵＸ保険サービス
【電話番号】	０１２０－２５－８４００　※おかけ間違いにご注意ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

お問合わせ、ご相談・苦情がある場合は

0120-101-060（無料）

【受付時間】 平日 9:00～17:00
（土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます）
※ご加入の団体名（公益社団法人日本航空機操縦士協会）をお知らせください。
「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
※一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター

0120-985-024（無料）

※受付時間［24 時間 365 日］
※IP電話からは **0276-90-8852**（有料）におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。
また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

［ナビダイヤル］0570-022-808

（全国共通・通話料有料）

※受付時間［平日 9:15～17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます）］
※携帯電話からも利用できます。
※IP電話からは **03-4332-5241** におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。
※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/

＜引受保険会社＞

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

（2019 年 12 月承認）A19-103768

重要事項のご説明

契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（MS＆AD型））

2019 年 10 月

■ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。
■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
■申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

1 商品の仕組み

（１）商品の仕組み
団体総合生活補償保険は、次のとおり構成されています。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

基本となる補償	基本となる特約	補償の概要
ケガの補償	傷害補償(MS&AD型)特約	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。
病気の補償	疾病補償特約	被保険者が病気になり、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術などを受けた場合に保険金をお支払いします。
がんの補償	がん補償特約	被保険者ががんと診断確定され、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術などを受けた場合に保険金をお支払いします。

（２）被保険者の範囲
①ご契約内容により被保険者となれる方が限定されている場合があります。また、特約によりご加入できる被保険者の年令が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
②基本となる補償の被保険者の範囲は、ご本人です。
③次の特約の被保険者は上記②で選択した被保険者の範囲に関わらず以下のとおりです。

【○：補償の対象／×：補償対象外】

特約	被保険者の範囲		
	本人	配偶者（注１）	本人またはその配偶者の同居の親族（注２）・別居の未婚（注３）の子
日常生活賠償特約	○（注４）	○（注４）	○（注４）
所得補償特約	○	×	×

（注１）配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
（注２）親族とは、６親等内の血族および３親等内の姻族をいいます。
（注３）未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
（注４）被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
④上記以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

2 基本となる補償 等

（１）保険金をお支払いする場合
「保険金をお支払いする場合」についての詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

（２）保険金をお支払いできない主な場合
基本となる補償の保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いできない主な場合が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	●脳疾患、病気、心神喪失によるケガ ●自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中、麻薬等を使用しての運転中のケガ ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注１） ●細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 など
病気の補償	●保険期間（注２）の開始時より前に発病した病気の治療を目的とした入院・手術（注３） ●麻薬、覚せい剤、シンナー等の使用による病気（医師が治療で使用する場合を除きます） ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注１） ●妊娠、出産による病気（異常妊娠等は除きます） ●「特定疾病等対象外特約」がセットされた場合は、加入者証等に記載の病気 など
がんの補償	●保険期間（注２）の開始時より前に診断確定されたがん（注３） ●保険期間（注２）の開始時からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前０時より前に診断確定されたがん など

（注１）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
（注２）継続加入の場合は継続されてきた最初の保険期間をいいます。
（注３）保険期間（注２）の開始時より前の発病について正しく告知して加入した場合や、特別な条件付きで加入した場合でも、保険金支払対象外となる場合があります。ただし、保険期間（注２）の開始時からその日を含めて365日を経過してからの入院・手術等は保険金をお支払いできること

（2019 年 12 月承認）A19-103768　団総（ＭＳ＆ＡＤ）

があります。

（３）セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

（４）保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

①保険金額・日額は、被保険者の年令・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。

②所得補償特約をセットする場合のその特約の保険金額は、被保険者の加入する公的医療保険制度（注１）による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、次のとおり設定してください。

所得補償特約	平均所得額（注２）の範囲内で、適正な額となるよう設定してください。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額（注３）を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

（注１）公的医療保険制度とは、健康保険法等法律に基づく医療保険制度をいいます。

（注２）平均所得額とは、お申込み直前 12 か月における被保険者の所得（＊１）の平均月間額をいいます。

（注３）平均月間所得額とは、被保険者が就業不能となる直前 12 か月における被保険者の所得（＊）の平均月間額をいいます。

（＊）所得とは、給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額をいいます。

※休業等により支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。また、休業等の発生にかかわらず得られる収入は含みません。なお、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

（５）保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（１）保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、年令および保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

（２）保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

重要事項のご説明

注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（MS＆AD型））

2019 年 10 月

■ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。

■申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

1 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

（１）申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

（２）告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります（注）。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

（注）次において、［１］に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項

［１］すべてのご契約

同じ被保険者について身体のケガまたは病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等（注）の有無

（注）タフ・ケガの保険、学生・こども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

［２］「疾病補償特約」「がん補償特約」「所得補償特約」をセットした場合

被保険者の生年月日、年令、健康状態告知。

ご注意

●健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実に相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、ご契約をお引受けできない場合や、特別な条件付きでお引受けする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

●継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。

●「健康状態告知についてのご案内」にも注意事項を記載していますので、あわせてご確認ください。

●健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（＊）から 1 年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険契約の開始時（＊）から 1 年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時（＊）から１年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

（＊）継続加入の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

［３］「所得補償特約」をセットした場合

被保険者の職業・職務（注）

（注）職種級別は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し、極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。

※下表に記載のないご職業は、取扱代理店までお問合わせください。

級別	職業例	
１級	会社役員・管理職（作業危険のない方）、一般事務員、医師、飲食店主、卸・小売店主・従業員（危険物を取り扱わない方）	等
２級	研究者・技術者（危険物を取り扱わない方）、電気機械器具組立工（手工）、計器組立工、計器類修理工、理容師、調理人	等
３級	陶磁器成形工、化粧品製造工、板金工、製鋼工、鋳物工、金属工作機械工、建設作業者、建設機械運転工	等

2 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。

3 複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※１　複数あるご契約のうち、これらの特約を１つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※２　補償が重複する可能性のある主な特約は、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

4 傷害死亡保険金受取人

被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。

5 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

（１）現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

（２）新たなご契約（団体総合生活補償保険）の申込みをする場合のご注意事項

①被保険者の健康状態などにより、新たなご契約をお引受けできない場合があります。

②次の病気等に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。

病気の補償	新たなご契約の保険期間の開始時より前に発病していた病気
がんの補償	新たなご契約の保険期間の開始時より前に診断確定されたがん
所得補償特約	新たなご契約の保険期間の開始時より前に被った病気またはケガ

③新たなご契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料（注）を適用し、新たなご契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たなご契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

（注）保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

6 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

（１）ご加入後、次の事項が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

通知事項
［所得補償特約をセットした場合］ 被保険者本人の職業・職務を変更した場合

（２）次の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

①特約の追加など、加入条件を変更する場合
②（所得補償特約をセットした場合のみ）ご加入時に保険金額を平均所得額より高く設定していたことが判明した場合またはご加入後に所得の平均所得額が著しく減少した場合

7 補償の開始・終了時期

①補償の開始：始期日の午後４時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）
②補償の終了：満期日の午後４時に終わります。

8 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2 基本となる補償 等**（２）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

9 保険料の払込猶予期間等の取扱い

分割払でご加入の場合、引受保険会社が傷害死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求することがあります。

10 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

●ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
●始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

11 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ご契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
　・引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を発生させ、または発生させようとした場合
　・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※１ 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。
※２ 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

12 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は次のとおり補償されます。

補償内容	ケガの補償		病気の補償・がんの補償	
	保険金支払い	解約返れい金	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80%（注）	80%	90%	90%

（注）破綻前に発生した事故および破綻時から３か月までに発生した保険事故による保険金は100%補償されます。
※上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問合わせください。

13 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。
ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第 53 条の 10）により、利用目的が限定されています。
詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（https://www.aioinissaydowa.co.jp/）をご覧ください。

＜その他ご注意いただきたいこと＞

■危険を有する職業に変更した場合のご注意

被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の職業に変更した場合は、その職業に従事中のケガについては保険金をお支払いできません。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。
※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

（１）次の場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
　・保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
（２）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
（３）次の場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。（注１）
　・被保険者が死亡（注２）したとき
（注１）上記以外にも保険金をお支払いした場合等に失効となる特約があります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注２）傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させ、または発生させようとしたこと。
②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

■税法上の取扱い（令和１年 11 月現在）

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご加入内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。
※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合に、引受保険会社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
（１）引受保険会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
（２）上記（１）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額
（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
※１ 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損害の額に対して所得補償保険金をお支払いします。
※２ 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

■ 事故が起こった場合

1 事故が起こった場合

（１）事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
（２）他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、**＜別表「保険金請求書類」＞**のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて**＜別表「保険金請求書類」＞**以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。
●保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
●引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合　など

【被保険者の代理人となりうる方】

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の３親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（３年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

＜別表「保険金請求書類」＞

（1）	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
（2）	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(8)に掲げる書類も必要な場合があります。		
（3）	被保険者であることを確認する書類		
	書類の例	・家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本）	など
（4）	保険金の請求権をもつことの確認書類		
	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書　・戸籍謄本　・委任状　・未成年者用念書 【質権が設定されている場合】・質権者への支払確認書　・保険金直接支払指図書　・債務額現在高通知書	など
（5）	ケガに関する保険金を請求する場合に必要となる書類		
	① 保険事故の発生を示す書類		
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など）　・死亡診断書または死体検案書	など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類		
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書　・領収書　・後遺障害診断書　・レントゲン等の検査資料	など
	③ その他の書類		
	書類の例	・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書）	など
（6）	疾病に関する保険金を請求する場合に必要となる書類		
	① 保険金支払額の算出に必要な書類		
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書または領収書　・先進医療費用の支出を証する書類	など
	② その他の書類		
	書類の例	・調査同意書（引受保険会社が疾病の状況や程度などの調査を行うために必要な同意書）	など
（7）	所得に関する保険金を請求する場合に必要となる書類		
	① 保険事故の発生を示す書類		
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など）	など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類		
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書　・所得確認書類（源泉徴収票、確定申告書、決算書など）	など
	③ その他の書類		
	書類の例	・調査同意書（事故またはケガ・病気などの調査を行うために必要な同意書）	など
（8）	損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要となる書類		
	① 保険事故の発生を示す書類		
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書・事故証明書）またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類） ・賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿　・預かり伝票など受託物であることの確認資料 ・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真	など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類		
	書類の例	・修理見積書、請求明細書、領収書　・損害賠償内容申告書　・示談書またはこれに代わるべき書類 ・休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・交通費、諸費用の明細書　・購入時の領収書、保証書、仕様書　・図面（配置図、建物図面） ・引受保険会社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ・レントゲンなどの検査資料　・死亡診断書または死体検案書　・葬儀費明細書、領収書 ・その他の費用の支出を示す書類　・受領している年金額の確認資料　・労災からの支給額の確認資料	など
	③ その他の書類		
	書類の例	・権利移転書　・先取特権に関わる書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）	など

＜ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）＞

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。

1．被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年令」「性別」、所得補償特約をセットする場合の「職業・職務」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。

2．「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。

3．下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。

①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）

②保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）

③被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めての補償など）

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。

4．所得補償特約をセットする場合の所得補償保険金額は、平均所得額の範囲内で設定されていることをご確認ください。

※所得補償保険金額の設定については「契約概要のご説明」2 基本となる補償 等（4）保険金額の設定をご確認ください。

5．補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセット要否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

（2019年12月承認）A19-103768　団総（ＭＳ＆ＡＤ）

お問合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問合わせ

【取扱代理店】	株式会社ＪＡＬＵＸ保険サービス
【電話番号】	０１２０－２５－８４００　※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

0120-101-060（無料）

●受付時間　平日9:00～17:00
●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。
●ご加入の団体名（公益社団法人日本航空機操縦士協会）をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
●一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が起こった場合

遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター　**0120-985-024（無料）**

●受付時間　24時間365日
●おかけ間違いにご注意ください。
●IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人　日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人　日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人　日本損害保険協会そんぽADRセンター

［ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）］**0570-022-808**

●受付時間［平日9:15～17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます）］
●携帯電話からも利用できます。IP電話からは **03-4332-5241** におかけください。
●おかけ間違いにご注意ください。
●詳細は、一般社団法人　日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/）

＜引受保険会社＞

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

（2019年12月承認）A19-103768　団総（ＭＳ＆ＡＤ）

ご加入にあたって

■このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」および「団体総合生活補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要の ご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
■この保険は公益社団法人日本航空機操縦士協会を保険契約者とし、公益社団法人日本航空機操縦士協会の会員を加入者とする「団体長期障害所得補償保険」および公益社団法人日本航空機操縦士協会の会員を加入者とする「団体総合生活補償保険」の団体契約です。
■「団体長期障害所得補償保険」および「団体総合生活補償保険」のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（公益社団法人日本航空機操縦士協会）に交付されます。
■他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
■万一事故が起こった場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

健康状態告知について

■健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によりお申し出いただけなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（注）から1年以内であれば、ご契約を解除させていただくことがあります。また、保険期間の開始時（注）から1年を経過していても、お申し出いただけなかった事実、またはお申し出いただいた内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時(注)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。
（注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
■健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項（職種・年令・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

その他ご注意いただきたい事項

■保険期間の開始時（注）より前に発病した病気等(その病気等を原因とする損失、損害を含みます)または就業不能・就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合は、保険金をお支払いできません。
※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知してご契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない病気等または身体障害であっても、それが保険期間の開始時（注）よりも前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時（注）からその日を含めて３６５日を経過した後に病気により入院を開始した等の場合または就業不能・就業障害の原因となった身体障害を被った場合には、保険金をお支払いできることがあります。
（注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

税法上の取扱い（２０１９年（令和1年）１１月現在）

払い込みいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除（介護医療保険料控除）の対象となります。
（注）詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

サービスのご案内

長期型所得補償保険にご加入の被保険者（補償の対象となる方）は就労支援トータルサービスをご利用いただけます

メンタル相談

メンタル相談サポート
会社には相談しづらい"こころの悩み"に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。
なお、ご希望により、臨床心理士等による電話相談もご利用いただけます。
（予約制：平日10時～17時）
（注）治療に関するご相談はお受けできません。

メンタルＩＴサポート
Ｗｅｂで提供する健康・介護チャンネルでストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等が可能です。メールによるご相談は精神科医等がお応えします。
（注１）治療に関するご相談はお受けできません。
（注２）メールでのご回答は、通常３～４営業日程度要しますが、ご相談内容によってはそれ以上の日数を要する場合があります。

健康・医療・介護ご相談

健康・医療・介護のご相談
健康や医療に関するご相談、介護に関するお悩みに、看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。

セルフ健康診断サポート
最寄りの人間ドック施設や自宅で簡単にできる在宅検診等をご紹介します。電話またはWeb（健康・介護チャンネル）でご利用いただけます。
（注）各種検診・サービスの費用は、ご利用いただく方の自己負担になります。

病院情報のご提供
全国約１６万件のデータベースより、いつでもどこでもお探しの全国各地の病院等の情報をご提供します。
（注）このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。

各種手続きご相談

税務・フィナンシャルサポート
医療費控除など、日常生活の税務に関するさまざまなご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます（予約制）。
（注）一般的なご質問については、専門スタッフがお応えする場合があります。

公的給付申請サポート
障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。

福祉情報のご提供
お住まいの地域の福祉情報を介護福祉士等の専門スタッフが電話でご案内します。

※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。
※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
※サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。
※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。
※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に加入者証と共に交付する「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」でご確認ください。

お問合わせ先

＜取扱代理店＞
株式会社JALUX保険サービス
〒140-0002　東京都品川区東品川2-5-5 ハーバーワンビル6F
TEL：0120-25-8400　　FAX：03-5460-7221
※音声ガイダンスのあとに③番を押してください。

＜引受保険会社＞
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京企業営業第七部　営業第三課
〒103－8250　東京都中央区日本橋3-5-19
あいおいニッセイ同和損保日本橋本社ビル
TEL：03-6748-7883

（2019年12月承認）A19-103768